

【資料編】

資料-1	船来山古墳群一覧表	1
資料-2	ワークショップ通信	6
資料-3	古墳事例視察調査	12
資料-4	上位・関連計画	21
	・岐阜県主要ビジョン・計画	
	・『本巣市第1次総合計画 後期基本計画(2011～2015)』(平成23年3月 本巣市)	
	・『本巣市第2次総合計画』(平成28年3月 本巣市)	
	・『本巣市都市計画マスタープラン』(平成20年2月 本巣市)	
	・『本巣市景観計画』(平成27年3月 本巣市)	
	・『本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成27年10月本巣市)	
資料-5	周辺の自然環境	28
	・周辺の自然資源分布図	
資料-6	社会的環境	30
	・船来山周辺の交通・アクセス図	
	・船来山の土地利用図	
	・船来山の法規制	
	都市計画区域用途地域図	
	土砂災害の対策に関する法規制	
	農業振興地域の整備に関する法律の指定地域図	
資料-7	引用・参考文献一覧	36

資料- 1 船来山古墳群一覧表

船来山古墳群一覧表(1999年、2005年の既報告書に準拠しているが、一部平成25年からの再検討により、1999年の報告書と違うところがある)

名称			埋葬施設			時期	その他
古墳番号	支群	全長(m)	主体部・石室型式	石室全長(m)	玄室長(m)	玄室最大幅(m)	須恵器編年
1							
2							
3							前期古墳か
4							前方後円(方)墳か
5		65	竪穴式石室か				前方後円墳集成Ⅲ期、4世紀後半か
6							5号墳と同一古墳と判明、欠番
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13	P						
14	○北西	13~15	横穴式	-	-	-	
15							
16	○北西		横穴式	6.22	5.2	1.3	船来山編年Ⅲ~Ⅳ期TK43(以下船○期とする)
17							
18	○		横穴式	(0.45)	(0.45)	-	Ⅵ期TK46
19	○	12~13	横穴式・無袖式・赤彩(ベンガラ)・棺台施設	6.3	5.3	1.7	船Ⅲ期TK10、追葬船Ⅳ期TK43
20	○		横穴式	-	-	-	船Ⅳ期TK43
21	○		横穴式	(0.75)	(0.75)	1.2	船Ⅳ期TK43
22	N	12~13	横穴式・無袖式・竪穴系横口式石室	(3.3)	(2.5)	(1.45)	船Ⅱ期MT15、追葬船Ⅳ期TK209
23	I						
24	I		木棺直葬・水銀朱				
25	H						円墳か
26	G	43か	不明				松河戸Ⅰ
27	G		竪穴式石室か				前方後円墳、前方部長18m、同最大幅22m、後円部径約27m前後
28	G	7~8	横穴式	(2.7)	2.4	0.9	船Ⅳ期TK43、追葬船Ⅴ期TK217
29	G		横穴式・棺台・礫床面にベンガラ	(2.8)	(2.8)	1.8	船Ⅱ期MT15、追葬船Ⅳ~Ⅴ期TK43~TK209、船Ⅴ期~Ⅵ期TK209~217
30	G		横穴式・棺台か	(2.85)	(2.85)	1.05	船Ⅳ~Ⅴ期TK209
31	G						
32	K			-	-	-	石無し、古墳の基坑か
33	K		横穴式	(4.45)	2.95	1.05	船Ⅳ~Ⅵ期TK209~TK217
34	K			-	-	-	石無し、古墳の基坑か
35	N	50	竪穴式石室か				前方後円墳
36	N		不明	-	-	-	前方後円(方)墳
37	J	65か	木棺直葬(組合式木棺)・ピンク色の水銀朱	-	-	-	前方後円(方)墳
38	J		(横穴式)	(0.8)		-	
39							
40	Q		横穴式	(0.9)	(0.9)	0.6	
41	Q		横穴式・竪穴系横口式石室	5.4?	5.4?	1.8?	船Ⅱ~Ⅲ期TK10、追葬船Ⅲ~Ⅳ期TK43、8C
42			竪穴系横口式石室か				盟主的古墳、床面礫敷き、8Cの平瓶出土
43							
44							
45							
46							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56							古墳ではない可能性
57	○北西		横穴式・竪穴系横口式石室	3.2	(3.2)	(1.35)	船Ⅲ期TK10、追葬船Ⅲ~Ⅳ期TK43

名称			埋葬施設				時期	その他
古墳番号	支群	全長(m)	主体部・石室型式	石室全長(m)	玄室長(m)	玄室最大幅(m)	須恵器編年	
58	O	16~17	横穴式・両袖式	10.5	5.0	1.8	船Ⅳ期 TK209	盟主的古墳
59								
60								
61								
62		40	竖穴式石室か				4世紀前半か	前方後方墳か
63								
64			竖穴式石室か					前方後円(方)墳
65								
66								
67		24m×約17m	竖穴式石室か				4世紀前半	方墳か
68		19~20	竖穴系横口式石室か				5世紀代か	円墳、81号墳より古い可能性
69								
70								
71	E		横穴式・胴張・棺台・方形土坑	3.7	3.7	1.85	TK47か 尾張1~2型式	
72	P		横穴式	(3.0)	-	-		時期保留
73	M		横穴式・両袖式・棺台	6.6	3.8	-	船Ⅳ期TK209~TK217	
74								
75								
76		30	竖穴式石室か				4世紀前半か	前方後方墳か
77	H							
78								
79	O		横穴式	(3.2)	(3.2)	1.4		
80								
81		24~25	竖穴系横口式石室か				5世紀後半	帆立貝型古墳、日種横ハケの円筒埴輪片出土
82								
83								
84	P							
85								
86								
87	T	14~15	横穴式・竖穴系横口式石室				船Ⅱ~Ⅲ期TK10、追葬船Ⅲ~Ⅳ期TK43	
88	T		横穴式	-	-	-	船Ⅳ~Ⅴ期TK209	
89	T		横穴式	-	-	-	時期不明	
90	T			-	-	-		石無し、墓坑か
91	C							
92	C		横穴式・片袖式か・胴張	6.92	4.23	1.98	TK209~217尾張6~7型式	
93								
94								
95	D		横穴式	(2.13)	(2.13)	1.25		
96	B	28	不明	-	-	-	TK208~TK23	前方後円墳、後円部径約18m、前方部長約10m
97	L	8-11	横穴式・竖穴墓坑か	(2.6)	(2.6)	-	船Ⅳ期TK43~船Ⅴ期TK209	長径11m短径8mの楕円形
98	Q	39	木棺直葬(割竹形木棺)水銀朱・竖穴墓坑				4C後半	前方後円墳、後円部径23m、前方部最大幅18m
99	R		木棺直葬(割竹形木棺)・水銀朱・竖穴墓坑				4C後半	前方後円墳
100	N		横穴式	-	-	-	船Ⅳ期TK43	
101	O北		横穴式・竖穴系横口式石室	6.9	6.1	1.55	船Ⅳ~Ⅴ期TK43~TK209	
102			竖穴式石室か				4世紀代か	前方後円(方)墳
103	K		横穴式・竖穴系横口式石室	5.25	5.25	1.6	船Ⅲ~Ⅳ期TK43	中世に墓址として再利用
104	B		不明				TK47~MT15畿内1~2型式	
105	B		横穴式・片袖式か・胴張	4.07	4.07	2.12	TK10か尾張1~2、3型式か	
106	K		横穴式	(4.6)	(4.6)	1.55	船Ⅳ~Ⅴ期TK43~TK209	
107	A		横穴式・緩やかな胴張、棺台	3.68	3.68	1.53	TK43美濃4~5型式	
108	A		横穴式	(1.78)	(1.78)	0.77		
109	S	12~13	横穴式・竖穴系横口式石室	5.1	3.9	1.5	船Ⅱ~Ⅲ期TK10、追葬TK43船Ⅲ~Ⅳ期	
110	L		横穴式	(1.6)	(1.6)	1.0	時期不明	
111	〃			(0.4)	(0.4)	0.3		
112	M	小型	横穴式	(1.7)	(1.7)	0.7	船Ⅵ期以降TK217以降	
113	L			(1.3)	(1.3)	1.0		
114	〃		横穴式	-	-	-	船Ⅳ~ⅤTK209	
115	D		横穴式・緩やかな胴張	(3.5)	(3.5)	1.13	TK46 美濃9型式	
116	E		横穴式・疑似両袖式・胴張	4.36	2.63	1.05	TK48 美濃10型式	

名称			埋葬施設				時期	その他
古墳番号	支群	全長(m)	主体部・石室型式	石室全長(m)	玄室長(m)	玄室最大幅(m)	須恵器編年	
117	L		横穴式	(1.4)	(1.4)	-	船V期TK209	
118	L	6~7	横穴式	(0.6)	(0.6)	(1.1)	船V~VI期TK217	
119	L		横穴式	(2.9)	(2.9)	0.8	追葬船VI期からTK46~8C美濃須衛 III期からIV期第2小期	石室築造時期不明
120	L		横穴式・無袖式か	(3.45)	(3.45)	1.25	船IV~V期TK209~TK217	石室からの時期推定
121	L		横穴式・両袖式	(4.0)	3.2	1.4	船V期TK217	
122	N		横穴式	(3.5)	(3.5)	-	船II~III期TK10	
123			竪穴式石室か					前方後円墳か
124	H	9	横穴式	(1.35)	(1.35)	1.15	船IV~VI期TK209~TK217	背後に掘割有り
125	H	9	横穴式	(0.9)	(0.9)	0.95	船V~VI期TK217、追葬8C	
126	H		横穴式・無袖式	(3.3)	(3.3)	1.45	船IV~V期TK209	
127	H		横穴式	(1.95)	(1.95)	0.9	時期不明	
128	H	9~10	横穴式・両袖式	6.9	3.7	1.25	船IV~V期TK209	平たい円礫敷
129	H		(横穴式)	-	-	-	時期不明	
130	H		横穴式	(0.85)	(0.85)	0.6	時期不明	
131	H		横穴式・両袖式	(4.45)	3.5	1.35	船V~VI期TK217、追葬船VI期TK46	
132	H		横穴式	(1.65)	(1.65)	0.85	船VI期TK46	
133	G		横穴式・両袖式	4.2	2.4	1.0		
134	G	8~9	横穴式・両袖式	(5.6)	3.2	1.0	船IV~V期TK209、追葬船VII期TK48	
135	H		横穴式・無袖式	(4.5)	3.3	1.1	船IV~V期TK209	
136	H		横穴式	(2.4)	(2.4)	1.15	船IV~V期TK209	
137	N		横穴式	(1.1)	(1.1)	1.3?	船III期~IV期TK43	
138	N		(横穴式)石なし	-	-	-	船V期TK217以降	
139	N		横穴式・棺台	(2.65)	(2.65)	-	船V期TK217以降	
140	N		横穴式・無袖式・竪穴系横口式石室	(5.1)	(5.1)	1.7?	船II期MT15、追葬船IV期TK209	盟主的古墳
141	N		横穴式	-	-	-	船IV期TK209、追葬船VI期TK46	
142	N		横穴式・棺台・竪穴墓坑	6.2	5.1	2.2	船IV期TK43、追葬TK209	石室からの時期推定
143	N		横穴式・両袖式か	(6.3)	3.5?	1.45	船IV期TK209~TK217	石室からの時期推定
144	N		(横穴式)石なし	-	-	-		
145	M		横穴式・棺台施設	(3.6)	(3.6)	2.3?	船I期TK47、追葬船II期MT15、III期 TK10、III~IV期TK43、V~VI期TK217、 VII期TK48	
146	O		横穴式・両袖式	7.5	3.5	1.3	船IV期TK209	
147	O		横穴式・両袖式	(6.0)	3.2	1.3	船VI~VII期TK217~TK46、飛鳥II~ IV期	
148	O		横穴式	6.2	5.0	1.5	船III期~IV期TK43	
149	O		横穴式・棺台	(2.5)	(2.5)	1.2	船VII期TK48飛鳥IV期	
150	O	13~14	横穴式・竪穴系横口式石室・水銀朱	(2.6)	(2.6)	-	船III期TK10~TK43	
151	O		横穴式	4.0	4.0	1.3	船III期TK10、追葬船IV~V期TK209	盟主的古墳
152	O		横穴式・竪穴系横口式石室	(4.0)	(3.4)	1.3	船III期TK10~TK43	
153	H		横穴式	-	-	-	船III~IV期TK43	石無し、古墳の痕跡か
154	H		横穴式・竪穴系横口式石室・組合式石棺(チャート)	(3.2)	(3.2)	2.3	船II期TK10、追葬船III~IV期TK43	素掘羨道つき、盟主的古墳
155	I		横穴式	(2.15)	(2.15)	0.85	船IV~V期TK209	石室からの時期推定
156	I		横穴式・両袖式	9.9	3.6	1.7	船IV~V期TK209	盟主的古墳
157	I		横穴式・両袖式・棺台	(3.3)	2.5	0.95	船V~VI期TK217	
158	I		横穴式	(3.05)	(2.0)	0.9	船V~VI期TK217	
159	I		横穴式	(2.15)	(2.15)	1.07	船V~VI期TK217	石室からの時期推定
160	O	9~10	横穴式・無袖式	(7.14)	4.7	1.45	船III~IV期TK43	
161	O							天井石2枚残る
162	O		横穴式	(1.1)	(1.1)	-		
163	O		横穴式	(2.3)	(2.3)	0.75		
164	O		横穴式	(3.6)	(3.6)	1.7	船IV~V期TK209	
165	N		横穴式・棺台	(2.0)	(2.0)	1.4	船IV期TK209~TK217	石室からの時期推定
166	O	11~12	横穴式・左片袖式・竪穴墓坑・棺台施設	4.6	4.0	2.05	船IV~V期TK43~TK209、追葬船VI~ VII期TK46	石室からの時期推定
167	G	8~9	横穴式	(1.7)	(1.7)	0.9	船V~VI期TK217、追葬船VII期TK48	石室からの時期推定
168	G		横穴式・両袖式	8.3	3.3	1.33	船IV~V期TK209、追葬船VI~VII期 TK46	石室からの時期推定
169	G		横穴式・竪穴系横口式石室	4.1	3.3	1.8	船II期MT15、追葬船III~IV期TK43	外護列石
170	G	7-9	横穴式・両袖式	7.64	3.8	1.08	船V~VI期TK217、追葬船VII期TK48	石室からの時期推定
171	H		横穴式・両袖式	6.0	2.8	0.85	船V~VI期TK217	排水溝、外護列石、長径9m 短径7mの楕円形
172	J		横穴式	(1.7)	(1.7)	-	船IV~V期TK209	

名称			埋葬施設			時期	その他
古墳番号	支群	全長(m)	主体部・石室型式	石室全長(m)	玄室長(m)	玄室最大幅(m)	須恵器編年
173	M		横穴式・無袖式	(4.1)	(4.1)	1.4	船Ⅱ～Ⅲ期TK10
174	M		横穴式・両袖式	(6.3)	3.8	1.45	船Ⅲ～Ⅳ期TK43
175	M			-	-	-	船Ⅱ期以降6C以降
176	M		横穴式・棺台	(1.75)	(1.75)	1.3	船Ⅲ～Ⅳ期TK43、追葬船Ⅶ期TK48
177	M		横穴式・組合式石棺・棺台・竪穴墓坑	(3.3)	(3.3)	1.3	船Ⅲ～Ⅳ期TK43
178	M		横穴式	4.5	4.0	1.5	船Ⅲ～Ⅳ期TK43
179	M			-	-	-	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
180	M		竪穴墓坑	-	-	-	船Ⅲ～Ⅳ期TK43
181	L		横穴式	-	-	-	
182	L		横穴式	(1.6)	(1.6)	0.9	
183	K		横穴式	(5.7)	-	-	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
184	R		横穴式	(3.05)	(3.05)	1.3	不明
185	R		(横穴式)	-	-	-	不明
186	R		横穴式	(2.35)	(2.35)	1.0	船Ⅴ～Ⅵ期TK217、追葬船Ⅶ期TK48
187	R		横穴式・両袖式	(4.6)	2.8	0.95	TK217船Ⅴ～Ⅵ期
188	R		横穴式・両袖式・棺台	(3.75)	2.4	0.85	TK217船Ⅴ～Ⅵ期
189	Q		横穴式・両袖式	4.3	2.7	1.23	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
190	Q		横穴式・無袖式	(2.45)	2.2	0.75	船Ⅳ～Ⅴ期TK209、追葬船Ⅵ～Ⅶ期TK48
191	Q	9～10	横穴式	(2.95)	(2.95)	1.2	船Ⅶ期TK48
192	Q		横穴式	-	-	-	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
193	Q		横穴式	(2.0)	(2.0)	0.75	
194	Q			-	-	-	古墳ではない可能性、竪穴状土坑か
195	Q		横穴式	(1.15)	(1.15)	0.7	時期不明
196	Q		(横穴式)	-	-	-	
197	I		横穴式	(2.0)	(2.0)	(0.8)	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
198	H		横穴式・両袖式	(6.8)	3.1	1.4	船Ⅳ期～Ⅴ期TK209
199	G		横穴式・無袖式	5.35	3.1	1.0	船Ⅴ～Ⅵ期TK217、追葬7C後半、K-90
200	G		横穴式・両袖式	(5.05)	3.1	1.2	船Ⅳ～Ⅴ期TK209、追葬船Ⅵ～Ⅶ期TK48
201	G		横穴式	(3.8)	1.9?	0.7	
202	G		横穴式・無袖式	(2.8)	(2.8)	0.8	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
203	G	5～6	横穴式・無袖式・棺台	(3.05)	1.7	0.8	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
204	G		横穴式・無袖式	(2.6)	(2.6)	0.85	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
205	G		横穴式・両袖式	(3.35)	2.3	0.75	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
206	G		(横穴式)	-	-	-	石無しだが古墳か
207	G		横穴式・両袖式	6.45	2.4	1.0	船Ⅳ～Ⅴ期TK209、追葬船Ⅵ～Ⅶ期TK46～48
208	G		横穴式	(2.25)	-	0.87	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
209	G		横穴式・両袖式・棺台	4.9	3.1	1.0	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
210	G		横穴式・両袖式・棺台	(2.8)	2.0	0.7	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
211	G		横穴式	(2.4)	(2.4)	0.9	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
212	G		横穴式・無袖式	2.0	1.7	0.5	船Ⅳ期～Ⅴ期TK209
213	G		横穴式・両袖式	(4.5)	3.0	1.07	船Ⅳ期～Ⅴ期TK209
214	G	10～10.5	横穴式	(1.6)	(1.6)	1.0	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
215	G		横穴式・両袖式	(8.5)	(3.9)	1.55	船Ⅳ期～Ⅴ期TK209
216	K		横穴式	(3.4)	(3.4)	1.25	時期不明
217	K		横穴式	(3.6)	(3.6)	1.32	船Ⅴ～Ⅵ期TK217
218	K		横穴式	(2.2)	(2.2)	1.1	船Ⅳ～Ⅴ期TK209
219	K		(横穴式)	-	-	-	時期不明
220	K	7～8	横穴式	(3.45)	(3.45)	-	船Ⅴ～Ⅵ期TK217、追葬TK48船Ⅶ期
221	K		横穴式・棺台	1.45	1.45	0.52	時期不明
222	F		横穴式・無袖式	3.1	3.1	0.85	
223	A		横穴式	(2.06)	(2.06)	0.8	
224	A		横穴式・無袖式	1.77	1.77	0.63	TK46～48美濃9～10型式
225	F		横穴式・若干胴張	4.2	2.23	0.97	TK217～46美濃8～9型式
226	A		横穴式・胴張	(0.98)	(0.98)	0.62	TK46～48美濃9～10型式
227	F	(7～8)	横穴式	(2.65)	2.65	0.83	
228	A		横穴式	0.8	-	-	
229	F		横穴式・若干胴張	(2.16)	1.72	0.77	
230	F		横穴式・無袖式	3.8	3.18	0.97	TK217 美濃7型式
231	F		横穴式	3.1	3.1	0.76	

名称			埋葬施設				時期	その他
古墳番号	支群	全長(m)	主体部・石室型式	石室全長(m)	玄室長(m)	玄室最大幅(m)	須恵器編年	
232	D		横穴式	(0.28)	(0.28)	-		
233	D		横穴式・胴張か	(0.79)	(0.79)	-		
234	D		横穴式	(0.83)	(0.83)	0.43		
235	C	11~12	横穴式・無袖式・胴張	7.45	4.57	1.11	TK209 尾張6~7型式、美濃6~7型式	
236	D		横穴式・わずかに胴張	(2.9)	(2.9)	1.04	TK217か 尾張7~8型式	
237	D		横穴式	(0.32)	(0.32)	-		
238	D		横穴式	(0.55)	(0.55)	-		
239	D		横穴式	(2.13)	(2.13)	-		
240	D		横穴式	(4.75)	(3.49)	0.98	TK46 美濃9型式	
241	D		横穴式・胴張か	(1.06)	(1.06)	-	TK46 美濃9型式	
242	D		横穴式	-	-	-		
243	D		横穴式	-	-	-	TK46~48 美濃9~10型式	
244	D		横穴式・胴張	(1.53)	(1.53)	0.65	TK46~48 美濃9~10型式	
245	D		横穴式	(0.27)	(0.27)	-		
246	E	11~12	横穴式・無袖式・若干胴張	6.82	3.72	1.2		
247	E	(10)	横穴式・無袖式	4.42	2.67	0.99	TK48 美濃10型式	
248	E		横穴式・若干胴張	(2.72)	(2.72)	0.84	TK48 美濃10型式	
249	B	(4.8)	横穴式	(1.73)	(1.73)	0.93	TK46 美濃9型式	
250	B		横穴式(小型竪穴式石室か)・棺台	(1.03)	(1.03)	0.4		
251	B		横穴式・棺台	(2.16)	(2.16)	0.69	TK46~48 美濃9~10型式	
252	E		横穴式・無袖式	(2.44)	1.3	0.55		
253	B		横穴式	(1.02)	(1.02)	-		
254	B		横穴式・若干胴張	(3.28)	(3.28)	1.05	TK217、美濃7~8型式	
255	B		横穴式	(0.32)	(0.32)	0.67		
256	E		小型竪穴式石室・棺台	1.0	1.0	0.51		
257	E		横穴式・若干胴張	(1.7)	(1.7)	0.77		
258	E		横穴式?小型竪穴式石室か	(0.54)	(0.54)	-		
259	E		横穴式	(1.73)	(1.73)	0.67	MT15 畿内系2~3型式	
260	E		横穴式・無袖式・棺台	5.68	2.72	0.98		
261	G		横穴式	(1.3)	(1.3)	0.6		
262	G	15~16	不明				松河戸 I	円墳か
263	Q		横穴式	(1.6)	(1.6)	0.8		
264	O	15~16	横穴式・左片袖式か・棺台	(4.5)	(4.5)	2.3	船Ⅱ期MT15、追葬船Ⅲ期TK10	
265	O		横穴式	3.3	2.2?	0.9	船Ⅴ期TK217、追葬船Ⅵ~Ⅶ期TK48	石室からの時期推定
266	O		横穴式	(2.6)	(2.6)	1.0	船Ⅵ期TK46	
267	O	13~14	横穴式・左片袖式か	(3.1)	(3.1)	1.5	船Ⅲ期TK10	
268	O		横穴式	(5.7)		1.35	船Ⅳ期TK43	無袖式か
269	O		横穴式・無袖式・棺台	(3.7)	2.8	1.3	船Ⅳ期TK209、追葬船Ⅴ期TK217	
270	O		横穴式	(0.9)	-	-		
271	O	12~13	竪穴系横口式石室	(4.6)	(4.6)	2.05	船Ⅱ期MT15、追葬船Ⅳ期TK209	
272	O	13~14	赤彩(ベンガラ)・竪穴系横口式石室	5.7	5.05	2.1	船Ⅱ期MT15、追葬船Ⅲ期TK10、船Ⅳ期TK43、TK209	移築・復元、盟主的古墳
273	O		横穴式・両袖式か	3.4	2.1	0.85	船Ⅳ期古TK209	石室からの時期推定
274	O		赤彩(ベンガラ)・竪穴系横口式石室	5.1	4.15	1.9	船Ⅱ期MT15、船Ⅳ期TK43追葬	
275	O		横穴式・両袖式	(6.25)	3.4	1.4	船Ⅳ期TK209	
276	A	(10)	木棺直葬・竪穴墓抗	-	-	-	廻間Ⅱ	周溝墓か
277	F	24	不明	-	-	-	松河戸 I	墳丘墓か
278	F		土壙?	-	-	-	廻間Ⅲか	墳丘墓か
279	O		横穴式	(2.05)	(2.05)	1.1	船Ⅳ~Ⅴ期TK43~TK209	石室からの時期推定
280	O		横穴式・両袖式・棺台	3.8	2.05	0.85	船Ⅳ期TK43	
281	O		横穴式	-	-	-		石なし 現地で要検討
282	O		横穴式・両袖式・棺台	3.4	2.3	0.92	船Ⅳ期TK209	石室からの時期推定
283	L		横穴式	(0.2)	(0.2)	0.6		
284	H	9~10	不明	-	-	-		古墳かどうか保留、遺物は溝から出土
285			横穴式か					
286			横穴式か					
287			横穴式か					
288			横穴式か					
289			横穴式か					
290			横穴式か					
291			横穴式か					
SZ1	O						廻間Ⅰ式後半からⅡ式	方形周溝墓か
SK1	T						廻間Ⅲ式	土坑墓
SK3	T						廻間Ⅲ式	土坑墓

第1回船来山古墳群 ワークショップ通信

H27.6.28開催



船来山古墳群
マスコットキャラクター

◆ 第1回ワークショップのながれ

1. 教育長挨拶
2. 参加者紹介
3. 教育長へ古墳の地形模型贈呈式
4. 国指定を目指す船来山古墳についての説明
和歌山県紀伊風土記の丘見学を振り返って
5. 岐阜農林高校古墳測量調査成果発表
岐阜農林高校里山調査成果発表
6. ワークショップ
「船来山古墳群について語ろう！」
 - ①話し合い
 - ②話し合いの結果発表
 - ③まとめ
7. 次回予告
8. 終了

◆ 1 教育長挨拶

近年、船来山古墳群の価値の高さが明らかになりつつあります。
古墳を保存しつつ、国指定史跡を目指すために、高校生や地域の皆さんと一緒に構想を作り上げていきたいと考えています。
自由な発想で活発な議論をしていただきたいと思います。

◆ 2 参加者紹介

- ・語りべボランティア
 - ・文化財保護審議会
 - ・ふるさと学習館ロマンプロジェクト受講生
 - ・糸貫公民館郷土の歴史文化教室受講生
 - ・岐阜農林高校の皆さん
- 以上多数ご参加いただきました。

◆ 3 教育長へ古墳の地形模型贈呈式



岐阜農林高校の皆さんが、測量データを基に作成した前方後円墳の模型を教育長に贈呈しました。
とても精巧に作られていて、古墳の様子がよく分かるものでした。

◆ 4 国指定を目指す船来山古墳についての説明 和歌山県紀伊風土記の丘見学を振り返って



本巣市より、船来山古墳でどのようなものが出土し、それがどれくらい価値があるのか。ここ一帯が政治的にどのような位置づけにあったのか等説明しました。
また、昨年訪問した和歌山県を写真と共に振り返りました。

◆ 5 岐阜農林高校古墳測量調査成果発表 岐阜農林高校里山調査成果発表



岐阜農林高校の古墳測量について、調査方法から測量成果まで、詳しく説明していただきました。
植生についても調査方法および確認された樹木等、調査結果について説明していただきました。
植物に関するクイズもあり、会場は大いに盛り上がりました！！

裏も見えてね！！

6 ワークショップ 「船来山古墳群について語ろう！」

①話し合い



参加者全員が3班に分かれて、船来山古墳群について自由に意見を交換しました。
子供から大人まで、みんなで一緒に古墳について考えました。

②話し合いの結果発表



1班

- ・古墳群の大切さが分かった。
- ・多くの人にPRしていくことが重要である。
- ・地域や周辺の歴史を計画に組み込んでいきたい。



- ・かつて政治の面で重要な場所だったということが分かった。
- ・船来山を多面的に活用することが大切だと思った。



3班

- ・大きな構想による経済効果、歴史保全、植生保全を期待したい。
- ・植生の中でも薬草がないか知りたい。



2班



③まとめ

【船来山古墳群についてわかったこと】

- ・古墳群の重要性・価値、船来山の植生、里山の自然の大切さ
- ・船来山古墳群を含めた周辺地域の歴史

【船来山古墳群の未来について】

- ・古墳について ⇒古墳群を保存しながら国指定史跡を目指したい、発掘調査をやってみたい
- ・船来山について ⇒里山の自然を保全しつつ楽しみ（植物利用や運動等）に活用したい
- ・船来山周辺について⇒地域の観光資源とつなげていきたい、歴史についてもっと知りたい

【課題・PR方法について】

多くの歴史的遺産（古墳群）と里山の自然をどのようにPRしていくか

次回ワークショップのご案内

平成27年9月26日（土） 13:30～

富有柿の里柿センター 視聴覚室にて開催します。
奮ってご参加下さい！

第2回船来山古墳群

ワークショップ通信

H27.9.26開催



船来山古墳群
マスコットキャラクター

◆ 第2回ワークショップのながれ

1. 教育委員会事務局長挨拶
2. 第2回ワークショップの趣旨説明・参加者紹介
3. 前回ワークショップの振り返りと
第2回ワークショップのテーマ説明
4. 岐阜女子大学の発表
「山谷地区 船来山の山神様」
「春稲神社について」
5. ワークショップ
「船来山古墳群の未来」
 - ①話し合い
 - ②話し合いの結果発表
 - ③まとめ
6. 次回予告
7. 終了

◆ 1 事務局長挨拶



今回、第2回目のワークショップにお忙しい所ご参加いただきありがとうございます。
本日も皆さんの活発なアイデア、ご意見を願います。

◆ 2 第2回WSの趣旨説明・参加者紹介

- ・語りベボランティア
 - ・文化財保護審議会
 - ・ふるさと学習館ロマンプロジェクト受講生
 - ・糸貫公民館郷土の歴史文化教室受講生
 - ・船来山76号墳測量参加者
 - ・岐阜女子大学文化創造学部
- 以上多数の皆さんにご参加いただきました。
(参加合計人数：35名)

◆ 3 前回WSの振り返りと今回のテーマ説明



第1回ワークショップの振り返りを行いました。
第1回目で参加者の皆さんから出された意見をまとめると、おおむね4つの分野に分けることが出来ました。
そこでこの4つの意見をテーマとして今回話し合ってください。

- テーマ1 古墳を生かした楽しみ方
- テーマ2 船来山(自然資源、文化・歴史資源)を生かした楽しみ方
- テーマ3 船来山周辺の観光資源等と連携した楽しみ方
- テーマ4 船来山のPR方法

テーマの参考となる他地域での事例などを紹介しました。

◆ 4 岐阜女子大学の発表 「山谷地区 船来山の山神様」 「春稲神社について」

「山谷地区 船来山の山神様」について

- ・山谷地区で受け継がれてきた山神様を祭る「山の講」の伝統行事について聞き取り調査を行った結果を発表していただきました。この行事は地区の人たちの絆と人と山の繋がりを感じる大切な行事なので、これからも長く続いてほしいとの感想を話してくれました。

ツキシネ
「春稲神社について」

- ・春稲神社の歴史や祭礼、年間行事等について、聞き取り調査を行った結果について発表していただきました。地元の方にお話を伺うなか、「山の神様がおられる場所、不敬な事はしないで欲しい」との話者の言葉が印象に残ったとのことでした。



裏も見てね！！

6 ワークショップ 「船来山古墳群の未来」

①話し合い



参加者の皆さんには4つの班に分かれて頂き、アイデアや意見を出し合ってもらいました。

1つのテーマについて15分ずつ、テーブルを移動しながら4つのテーマ全てについて、話し合いをしてもらいました。

②話し合いの結果発表

テーマ1 古墳を主とした楽しみ方

<主な意見>

- ・発掘調査に参加してみたい。
- ・遊歩道で古墳にもっと近づけると良い。
- ・子供が楽しめるいろんなプログラムがあると良い。
- ・子供だけでなく大人も生涯学習等の拠点として活用できると良い。
- ・古墳を知る入口としての活動があって、それをさらに上級者向けの活動にも発展させてほしい。



テーマ2 船木や(自然資源、文化・歴史資源)を生かした楽しみ方

<主な意見>

- ・自然の資源としては、生き物や薬用植物などがあるが、どこにどんなものがあるか、資源調査が必要である。
- ・文化・歴史資源としては、藤原定家の山荘伝承や智勝院などもある。
- ・資源をまわられるように遊歩道があると良い。
- ・同時に自然を守りながら活用していくことが大事である。
- ・かつては紅葉山だったことから一部でも紅葉山エリアを再生したり、桜の山にするなど環境作りに取り組みたい。

テーマ3 船来山周辺の観光資源等と連携した楽しみ方

<主な意見>

- ・船来山の周辺には豊富な歴史資源がある。
- ・またモレラ岐阜など新しい資源もある。
- ・柿などの食べ物を生かしていけるのではないか。
- ・伝える方法・連携する方法としては、魅力マップを作ったり、ウォークラリー、バスツアー等を企画してはどうか。

テーマ4 船来山のPR方法

<主な意見>

- ・イベントを行って宣伝したらよい。その際には船来山だけでなく、周辺の古墳拠点と組んで行うと良い。
- ・マスコミや有名人と一緒にPRを行う。
- ・樽見鉄道やモレラなど人の集まる場所でPRしたら良い。
- ・現地までの道を作ること、看板やマップを作ると良い。
- ・PRや宣伝の為に、受け入れ側のインフラ準備も必要である。
- ・地域に根差した戦略的展開が必要である。
- ・今まで以上に学校教育で取り上げることも大事である。

③まとめ

- ・各テーマについて、様々なアイデアや意見を頂きました。
- ・それぞれのテーマの意見を見ると、それぞれ関連していることが分かります。
- ・また、すぐ取り組めることから、しっかりとした準備が必要な項目まであり、段階を追った、戦略的な進め方が重要ということが分かりました。
- ・皆さんから頂いた意見を、ぜひとも「基本構想」の作成に生かしていきたいと考えます。
- ・本日はご参加ありがとうございました。

《次回ワークショップのご案内》

平成27年11月7日(土)

集合9:00 豊有柿の里柿センター(雨天:翌8日に実施)

船来山にて、草刈り体験を行います。奮ってご参加下さい!

第3回船来山古墳群

ワークショップ通信

H27.11.7開催



船来山古墳群
マスコットキャラクター

◆ 第3回ワークショップのながれ

1. 教育委員会事務局長挨拶
2. 第3回ワークショップの趣旨説明
3. 参加者紹介
4. 前回ワークショップの振り返り
5. 岐阜農林高校生植生調査結果発表
6. 草刈り体験作業 作業分担等説明
7. 草刈り体験作業・古墳探し
8. 赤彩古墳見学
7. 終了

① 事務局長挨拶



おはようございます。
お休みの所早朝よりご参加いただきありがとうございます。
今回は第1回、第2回とは趣を変えて、船来山古墳群の今を体感していただき、ご意見ご感想をお願いしたいと思います。

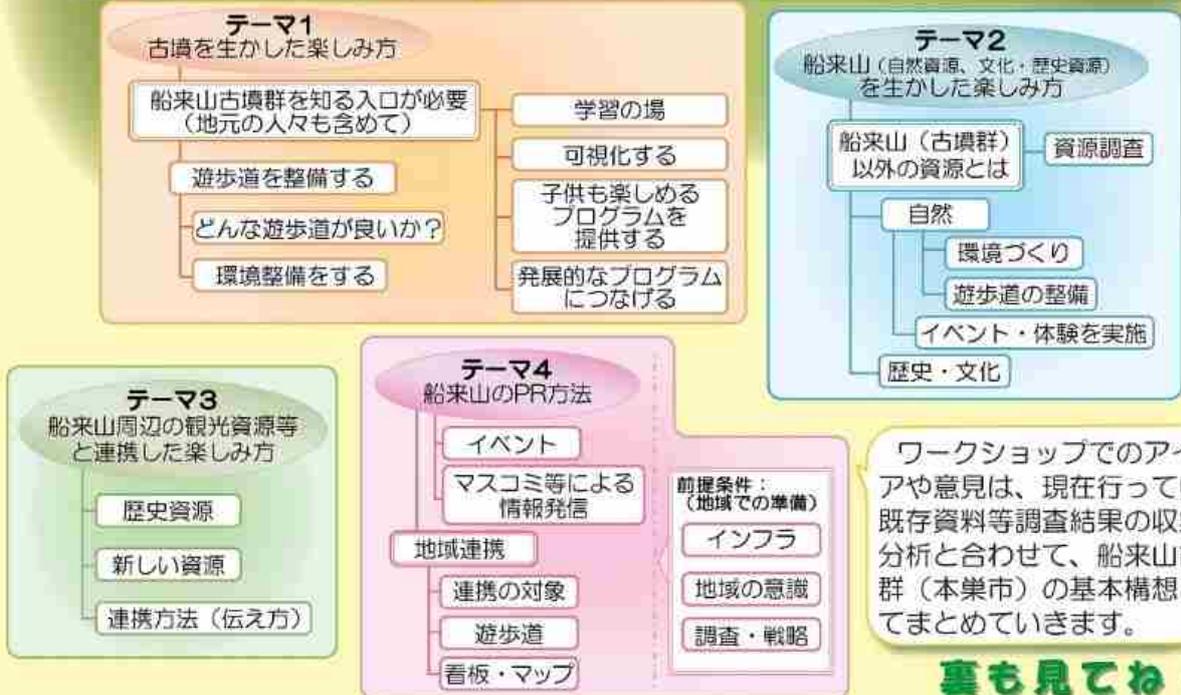
② 第2回 WS の趣旨説明・参加者紹介

- ・ 語りべボランティア
 - ・ 文化財保護審議会
 - ・ ふるさと学習館ロマンプロジェクト受講生
 - ・ 糸貫公民館郷土の歴史文化教室受講生
 - ・ 船来山76号墳測量参加者
 - ・ 岐阜農林高校森林科学科
- 以上多数の皆さんにご参加いただきました。
(参加合計人数：30名)

③ 前回 WS の振り返りと今回のテーマ説明



第2回ワークショップの振り返りを行いました。
第2回では4つのテーマについてそれぞれ話し合いを行い、主な意見とアイデアとして以下の様な内容が提案されました。



ワークショップでのアイデアや意見は、現在行っている既存資料等調査結果の収集・分析と合わせて、船来山古墳群（本巣市）の基本構想としてまとめていきます。

裏も見てね！！

4 岐阜農林高校生による 植生調査結果発表

岐阜農林高校の皆さんが、調査されている3つのプロット(植物の種類と胸高直径)の特徴が発表されました。



第1プロットの特徴

- ・植生の主体はツブラジイ。
- ・すなわち比較的自然度の高いエリア。



ツブラジイ

第2プロットの特徴

- ・ヒサカキが主体。
- ・株立ちしたヒサカキは萌芽更新したものと思われる。
- ・林内が暗く、林床にあまり植物が見られない。



ヒサカキ

第3プロットの特徴

- ・コブシ、ナナカマド等は植栽由来と考えられる。
- ・植栽は荒れ気味のため、適切な管理が必要



ナナカマド

第1回WSの際に、昔はシイノミを食べたという意見があったことから、皆でシイノミを食べてみました。皆、「結構おいしい」と好評でした。

食べるのは大変です?!



5 草刈り体験作業

①移動

富有柿の里柿センターから柿畑の間を抜けて八幡神社まで歩いて移動しました。



移動の途中で見られる古墳について解説を聞きました。

②草刈り体験

草で埋もれた58号墳のまわりの草刈りを皆で行いました。



クズのツルでリースの土台も作りました。

③赤彩古墳の見学をし、解説を聞きました。



これが数々の宝物の出土した赤彩古墳です。



赤彩古墳と、その眼下に広がる濃尾平野(本巣市)をバックに記念撮影です。(曇りだったので、背景が霞んで残念でした。)

《今後の予定》

平成28年3月6日(日) 13:30 ~ 15:00

富有柿の里柿センターにて、このワークショップの成果を生かしてまとめる「**船来山古墳群(本巣市)基本構想(仮)**」の発表会を行います。皆さん奮ってご参加ください。

大室古墳群 視察記録

日時：平成27年度11月24日

場所：長野市松代町 史跡大室古墳群

参加者：本巢市役所 恩田氏、語りベボランティア3名

長野市教育委員会 風間係長、清水氏

プレック研究所 倉方

1) 国史跡指定に向けた公有地化について

- ・土地の公有地化にあたっては、どこを指定範囲とするか、文化庁の意向も十分確認しつつ、進める必要がある。
- ・大室古墳群は、平成10年～14年で16.3haを購入、公有地化した。当時、赤線・青線の問題などもあり、条件が入り組んでいる土地では、古墳が存在しても購入していないところもある。現在確認されている古墳241基のうち、指定範囲内は166基のみで、その他の古墳のあるエリアはまだ購入できていない。なお、文化庁からは、大室古墳群として位置づけられている2.5km四方の範囲に分布するエリア全域を公有地化し史跡指定するよう指導されている。
- ・土地の購入に関する文化庁の補助金について、現在80%補助となっているが、将来的に50%補助に引き下げられる可能性があることも考慮し、指定の範囲（購入面積）や購入のタイミングを検討する必要がある。
- ・地権者との調整にあたっては、市からの直接交渉は難しく、できれば地権者同士のまとめ役に間に入ってもらった方が進めやすい。
- ・補助金制度の性格上、指定が決まらなると補助金が活用できない。地権者にとっては、市が確実に購入するという確約（万が一補助金がつかなくても）を欲しがるとも留意して交渉に臨む必要がある。
- ・公有地化の際に予算確保が難しければ、借金して購入に当てることも考えてよいのではないかと。大室古墳群も、買い上げ時に借金をして公有地化を進めた（12年計画で返済）。

2) 文化財事業について

- ・文化財事業は、継続し続けることが大事である。短期計画は立てるが、長期計画で終了年度は定めず、小さくても毎年継続するように心がけている。
- ・文化財事業は、土地の公有地化から始まり、史跡整備、発掘調査、管理運営等、大小さまざまな事業がある。近年、市の予算編成の際にマイナスシーリングがかけられるケースが多くなっているが、文化財の分野では年度によって実施する事業に差があり予算も大きく変動するという特徴がある。このことを財政部局に良く理解してもらい予算編成を考慮してもらえよう働きかけが必要である。（大室古墳群では、最大時単年度予算で2.2億円、今年度は240万円）

3) 管理運営について

- ・市の職員2名で管理運営を担当しているが、常駐はしていない。
- ・「大室古墳館協力会」に4月1日から11月末日までの8ヶ月間、管理委託している（6千円/日）。内容は、古墳館の鍵の管理、トイレ掃除、草取り、利用者数のカウント等である。冬期（閉館期間）は、週2回（火・土曜日）建物内と園内を異常がないか巡回してもらっている。
- ・学校団体等へのガイドは、「協力会」ではなく、市の職員ですべて対応している。
- ・園内のシバ等植栽・植物管理について、当初は業者へ委託していた（700万円/年）が、単年度毎の契約であったため、植物の成長を見据えた管理が行われなかったといった問題もあった。そのため、シバが根付いてきた頃を見計らって、現在は直営管理に切り替えている。毎年3～11月の9ヶ月間、2名（臨時職員、作業員各1名）を雇用し、草刈り・芝刈り、樹木管理をお願いしてい

る。コストも抑えられ、先々を考えたきめ細かな管理が可能になっている。

4) 施設整備について

- ・ エントランスゾーンは、ガイドンスのために徹底して地形とともに古墳を復元整備した。古墳の残存状況や調査によって判明した情報に応じて復元整備・展示の方法を決めている。
- ・ 古墳群の場合、古墳同士の視認性を確保する必要があり、屋根をかけた施設整備（四阿等）ができないことにも注意が必要である。
- ・ その他のゾーンは、発掘調査の状況や、調査中に確認された貴重種の植物の活用、トレッキングなど、様々な目的・機能を位置づけている。
- ・ 遺構復元整備ゾーンは、現在発掘調査中だが、林内の間伐材を活用したウッドチップを敷きならし、仮の園路としている。調査により古墳端部がはっきりした段階で、最終的な園路を設定し、同じウッドチップを敷きなおす計画になっている。疑木等でウッドチップが流出しないような整備をする予定。
- ・ 国史跡に指定されると、植栽で導入できる種が制限される。地域に自生する種や古墳時代にあった種等、理由付けできないものは、植栽することはできない。地元から桜を植栽して欲しい等の要望が出るが、万葉集で詠まれている草花をもとにした山野草を植栽することで対応した。
- ・ 施設整備での補助金活用について、目的外利用はできないことに注意が必要である。駐車場等の施設整備で、単費でやるか補助金を使用するか、整備の自由度を勘案しながら、使い分けを考えると良い。（大室古墳群は、古墳館と駐車場のエリアは市の史跡のため、単費で整備した。）
- ・ 古墳群へのアクセス路は、現在幅員が狭く大型車の通行ができない。長らく課題となっていたが、行政内部の理解も得られ、ようやく今後の整備の見通しがたってきたところのこと。（指定範囲外の道路整備のため、文化庁の補助金対象外で、予算の確保等行政内部の理解が不可欠だった。）

5) 地元「保存会」について

- ・ 大室古墳群は、大正時代に地権者による「大室史跡保存会」が発足し、その後、名称を変えつつも、地権者を中心とした地元住民による保存や調査活動が進められてきた経緯がある。（自分の山に古墳がある者同士、相互牽制的な働きもあり、古墳が守られてきた。）
- ・ 現在は「大室古墳群保存会」という名称で活動している。
- ・ 国史跡指定後、「保存会」が草刈等の管理にこれまでのように手が出せなくなり、活躍の場がなくなってしまうのが現状である。
- ・ 大室古墳群へのアクセスが良くなれば大型バス等による遠方からの利用が増えることが予想され、古墳群の案内役等の中核を担ってもらおう等、新たな活躍の場を探っていきたいと考えている。
- ・ 「保存会」メンバーの高齢化も課題になっている。地元で保持できなければ、範囲を広げて「友の会」等の組織を作ることもありかと考えている。ただし、こういったことも「保存会」に判断してもらい、あくまでも活動の中核を担ってもらうことは変えないでいきたい。（松代地区の文化財ボランティアは登録制で、地元に限らず東京の人も参加している。）

6) その他

- ・ 国史跡指定後、保存管理計画の策定が必要となる。大室古墳群では、復元整備した古墳の経年変化を見た上で維持管理の手法や頻度を検討すべく、現在モニタリング中であるため、保存管理計画は未作成である。（気候的な特性上、凍上融解によって古墳の破損が進みやすい。）
- ・ 大室古墳群では、現在、表土を剥ぐのみの墳丘端部の把握を主とした調査を実施している。ただし5年に1度は、何か新しい情報を一般に提供し、人々の興味を引き付ける工夫が必要と考え、

出土品や新たな分析ができるような発掘調査をするようにしている。

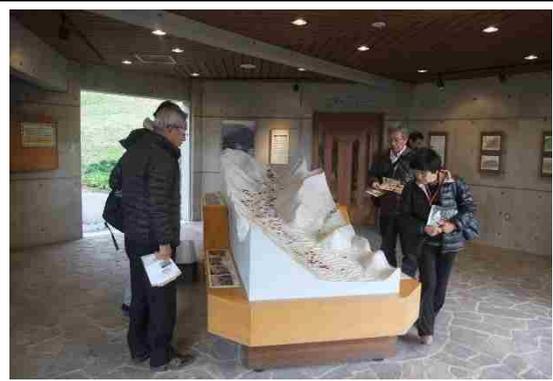
- ・ 船来山古墳群は、過去の発掘調査で野ざらし状態となっているのであれば、その部分は徹底して復元整備する等、ゾーン分けを行うと良いのではないかと。まずは一部エリアでも国史跡に指定し、面白いことをして、地元の興味をひき、理解を得ることが必要である。
- ・ 群集墳を整備した参考事例として、大阪府「一須賀古墳群」、宮崎県「西都原古墳群」が挙げられる。過去の整備例では、ガイダンス施設整備のほか、古墳は現況保存のみの場合が多い。

7) 現地の状況

ガイダンス拠点



ガイダンス施設「大室古墳館」と駐車場。この間は、車椅子でも移動可能なようにスロープが整備されている。



大室古墳館入口にある立体模型。谷部に密集して分布する様子が分かる。



展示室導入部にある航空写真と床の地図で大室古墳群の立地環境を学ぶ。



展示の一部「大室古墳群のなぞ」



大室古墳群に関する映像も見る事ができる。



発掘調査で出土した遺物の展示は、ほとんどおこなっていない。(そもそも出土品もあまりない)

園路、サイン類



脱色アスファルト舗装の園路



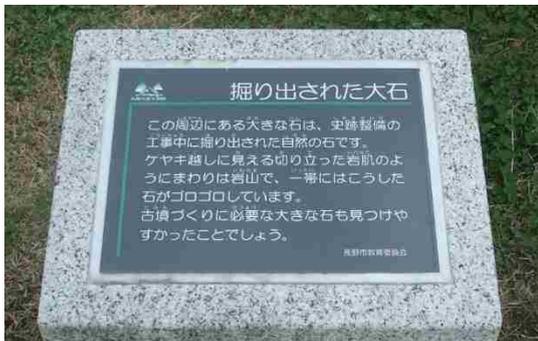
木質系舗装の園路は、やわらかく歩きやすい。



木質系舗装の園路は、周囲のシバが侵入しやすいという問題点もある。



各古墳の解説板。墳形や埋葬施設、年代のほか、古墳の特徴や発掘時の状況、復元の状態等について簡潔に書かれている。



整備時に掘り出された石等、古墳以外でも資源として活用できるものは整備に取り込み解説している。



現在地を示すサイン。



この地域にあった山野草や樹木を植栽している。



史跡指定範囲の全体案内図。

古墳の復元展示



246号墳：築造途中の古墳の姿を再現している。



245号墳：史跡指定時のままの姿で展示している。



243号墳：墳丘の約半分が失われていたものを復元。コグマザサで覆っている。



243号墳：奥壁近くに開いていた盗掘坑から石室が覗けるように整備している。



23号墳：高速道路用地内から移築、復元している。



241号墳：合掌形石室の特徴的な天井石を復元整備



26号墳：墳丘上部に立ち入り、上から横穴式石室が見られるように復元整備している。

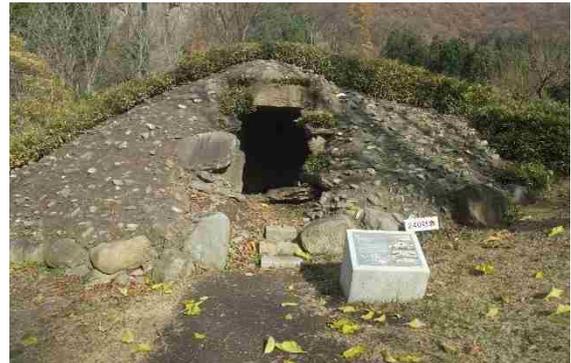


26号墳：横穴式石室を上から見た様子。

古墳の復元展示と植栽、安全対策



240号墳：墳丘や羨道部が失われていた状況を活かし、墳丘の断面が観察できるように整備している。



240号墳：前面部からの様子。



235号墳：墳丘の半分が失われた姿のまま、石室の裏側を観察できるようにしている。石の荷重圧から震度5弱までは崩れないとのこと。



ケヤキ林内の古墳。墳丘上部のケヤキは伐採したが、古墳に影響の少ないものはそのまま活かしている。



青い建物は史跡指定範囲の外。建物右側に植えられているウメは、指定範囲内にあった果樹園から移植したもの。建物の目隠しの意図もあり認められた。



スギ植林の手前に植えられた苗木は、植樹祭で植えられたドングリの木。イベントで植栽しても、その後の草刈り等の管理は、市で対応している。



古墳上部は、安全上・古墳保存上、基本的に侵入禁止にしている。



園内を流れる信濃川水系音無川。ササ等の植栽で、広場からの転落防止を図っている。

以上

森將軍塚古墳 視察記録

日時 : 平成 27 年度 11 月 24 日

場所 : 千曲市 史跡埴科古墳群 森將軍塚古墳

参加者 : 本巢市役所 恩田氏、語りベボランティア 3 名

千曲市教育委員会 文化財係 平林主事

プレック研究所 倉方

1) 保存・整備の経緯と概要

- ・昭和 40 年代に古墳周辺で土砂採取が始まり、採取が古墳に迫る中、地元住民や行政、研究者が一体となった古墳の保存運動が展開されたことから、古墳が守られ、その後国史跡指定となった。
- ・古墳の復元整備は、11 ヶ年、5 億円をかけて、造られた当時と同じ材料と工法で行われた。埴輪も出土された形を複製し、そのままの順番で並べられている。

2) 活用・管理運営

- ・仁徳天皇陵と並び、「教科書に載る古墳」をうりに、小・中学生が勉強するための場として活用が図られている。
- ・毎年、年間 300 校、2 万人ほどの子供たちに利用されている。まず、復元整備された現物を見学してもらい、その後古墳館の展示（レプリカ）を見ながら学習する流れで、ボランティアガイドが案内している。
- ・学校教育を主目的としているので、勾玉作り体験等の他施設でよく企画されているイベントは実施していない。
- ・古墳整備完了後から毎年行われているイベント「森將軍塚まつり」は毎年盛大で、今年は 1 万人の参加者があった。
- ・古墳の史跡指定・整備がまちづくりに活かされ、良い経済効果をもたらしている。
- ・古墳が造られた当時と同じ工法で造られているため、凍上融解や利用者の重さによって、崩れやすく、定期的に修復整備を行う必要がある。修復に必要な石積みの職人技術を維持することも課題となっている。
- ・管理運営のボランティア組織として「友の会」がある。地元に限らず誰でも登録できる仕組みであるが、高齢化が進む状況にある。

3) 現地の状況



古墳の麓にある「森將軍塚古墳館」



「森將軍塚古墳館」前から出る見学バスで古墳のそばまで登れる



保存修理事業の現地看板



復元整備された森将軍塚古墳。きれいに詰まった石積みとその大きさに圧倒される。



見学バスを降りてすぐ、古墳を見ながらガイドを受けることができるような広場や動線の構成。



埴輪・埴輪棺の解説



後円部を見上げる。



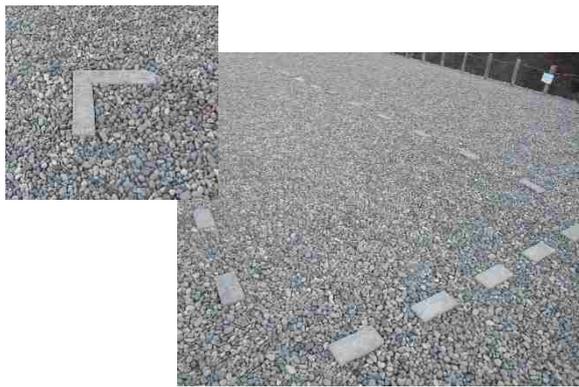
古墳上部へ上がる階段



前方部の上部



複製されたいろいろな形の埴輪



石室の位置やサイズはコンクリートで示している。



森將軍塚古墳がなぜここに造られたかを解説するサイン



眼下に広がる景色を見ながら、古墳の立地環境について学べる。



墳輪に石を投げないように促す注意サイン



後円部から前方部を望む。



森將軍塚古墳下部に近接して分布する円墳。



古墳外周部を巡る園路。

以上

岐阜県主要ビジョン・計画

『岐阜県長期構想（平成21～30年度）』（平成21年3月 岐阜県）

岐阜県の長期構想では、「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」を基本目標とし、将来像として、「1.安心して暮らせる岐阜県」、「2.人・モノが活発に交流する岐阜県」、「3.誰もが生き生きと活躍できる岐阜県」、「4.清流と自然を守る岐阜県」、「5.つながり、支えあう岐阜県」の5つが掲げられている。

このうち、地域資源の活用や歴史・文化に関わる分野で示されている政策の方向性については、以下にまとめる。

<政策の方向性>

将来像「2.人・モノが活発に交流する岐阜県」に向けて、「ふるさと岐阜県の資源を生かした活力づくり」では、地域の魅力を高め、観光交流を拡大し、消費を増やすため、「**地域資源を活かしたまちづくりを進める**」ことや「**地域の魅力を広め、観光誘客を拡大する**」こと等が挙げられている。

また、将来像「5.つながり、支えあう岐阜県」に向けて、「ふるさと岐阜県を未来につなぐ人づくり」では、ふるさとへの誇りと愛情を育てるため、以下の方向性が示されている。

「ふるさと教育」を充実させ、ふるさとのよさを教え、伝えるため、ふるさとの**歴史・文化・自然を学ぶ機会**をつくる。

- ・社会教育文化施設における体験活動プログラムの開発・実施等を通じ、子どもたちが歴史、伝統文化、芸術、自然等を体験できる機会を増やす。
- ・子どもたちの多様な体験や学びの場とするため、社会教育文化施設における教育普及活動を充実する。

ふるさとの文化・伝統・景観を守るため、**文化財の保存・活用を推進**する。

- ・文化財の状況を的確に把握し、**効果的な保存修理事業**を行う。
- ・**文化財の調査・研究を進めるとともに、文化財情報を積極的に提供**する。

『岐阜県環境基本計画（平成23～27年度）』（平成23年3月 岐阜県）

岐阜県の環境基本計画において、文化財に関わる分野で示されている内容について、以下にまとめる。

「快適生活環境ぎふづくり」において、各種景観の保全と創出を図るための取組方針の一部として、文化財や史跡・名勝・天然記念物など、**歴史的・文化的環境の保存とその活用に向けた取り組みを進める**ことが示されている。

歴史的・文化的環境の保全にあたっては、文化財の保存と活用を推進するため、以下の点について、実施・検討を図ることが示されている。

- ・文化財の状況把握に努め、**保存修理の緊急度を的確に把握**することで、限られた予算のもと、**適正かつ効率的な保存修理**を行う。
- ・**文化財の調査、研究を推進**するほか、文化財に関する**情報の積極的な提供**に努めるとともに、その活用に取組む文化財保護団体やNPO等との連携、さらには、活動に対する支援等について検討する。

『本巣市第1次総合計画 後期基本計画（2011～2015）』（平成23年3月 本巣市）

「交流資源を生かした賑わいのあるまちづくり」に向けて、「観光」の分野では、豊かな自然環境や歴史的な地域資源を活かした観光施設の充実と、観光協会を中心とした観光推進体制の確立を図るとともに、来訪者が満足できる観光推進に努めることが示されている。

具体的には、以下のことが挙げられている。

- ・**自然・歴史・文化などの魅力を満喫できるハイキングコースや観光資源の案内板の整備**により、観光案内機能の充実を図る。
- ・観光協会を中心として、観光ガイドや観光パンフレットなどの充実、**観光資源の発掘・再生**を実施するなど、総合的な観光振興を推進する。
- ・訪れる観光客に対して、まちの案内、観光資源の紹介や説明を行う**市民による観光ボランティアの育成**を支援する。

また「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」に向けて、「学校教育」の分野では、園・学校、家庭及び地域との連携による一貫した教育環境づくりに関する事業として、**本巢市の自然や文化財などを活用した「ふるさと学習」の推進やボランティア活動**など、児童生徒の自主的な活動の推進と支援が進められている。

「**芸術・文化**」の分野では、郷土の歴史、文化の伝承・発展及び学習機会の推進に努め、心豊かでやすらぎとうるおいがあふれる芸術文化活動の推進と充実に努めることが示されている。

具体的には、以下のことが挙げられている。

- ・文化財を市の財産として後世に受け継ぐべく**保護・保存し、教育的資源として活用**を図る。
- ・民俗資料館の統合・整備と展示品の充実による活用を図る。
- ・学校教材としての「ふるさと学習」を推進する。
- ・先人から受け継いだ伝統文化の保護・保存に努め、後継者の育成及び支援を行う。

これらの主な事業の一部として、「市内遺跡詳細分布調査事業」や「船来山古墳群詳細分布調査事業」、「語りベボランティアの育成」が行われている。

『本巢市第2次総合計画』（平成28年3月 本巢市）

「**教育・文化**」の分野、「歴史と文化に学び、未来へ伝えるまち」の中で、船来山古墳群に関わる課題および、施策の基本方針、主要施策と主な事業として、以下の内容が示されている。

<課題>

- ・船来山古墳群は、未調査の箇所も多く残っている中、調査が進められているが、調査が進むにつれてその歴史的意義や学術的価値の高さが認められつつある。今後、国の文化財指定へ向けた調査活動やその活用方法の検討などの取り組みが求められる。
- ・文化財や歴史民俗資料を活用した語りべなどのボランティアも充実していくことが求められる。

<施策の基本方針>

- ・船来山古墳群は、国の文化財指定に向けて調査を進め、その価値を解明するとともに保存活動を進める。
- ・文化財や歴史民俗資料の公開に当たっては、古墳と柿の館での公開や民俗資料館の充実を検討し、語りべなどボランティア活動の充実と合わせて市民への積極的な公開と学習機会を提供する。

<主要施策と主な事業>

貴重な文化財を保存し、伝承する

- ・船来山古墳群の国指定に向けた調査の実施と保存活動を進める。
(主な事業：文化財保存活用計画の作成、船来山古墳群詳細分布調査・保存活用事業)
文化財を公開、活用し、広く普及する
- ・民俗資料館や古墳と柿の館など、歴史遺産を公開する施設を拠点とし、語りベボランティアの人材育成に努め、公開活動を推進する。
- ・民俗資料館の統合を検討し、子どもたちを始め市民が利用し、親しみやすい施設として、活用に努める。
(主な事業：民俗資料館活用総合学習事業、語りベボランティアの育成)
- ・事業評価指数
語りベボランティア 現状値(平成26年度末)22人 目標値(平成32年度末)30人

また、「行政運営・市民協働」の分野では、市民協働によるまちづくり事業を推進するとともに、市民が主体となった活動を担う団体等の設立を促し、協働事業を推進することが示されている。

< 将来都市構造 >

都市軸の広域連携軸として位置づけられる「東海環状自動車道」が船来山の一部を通過する計画である。

船来山は「緑の交流拠点」として6つの都市拠点の一つに位置づけられ、緑を活用した憩いともてなしの拠点としての役割が求められている。

将来都市構造のゾーニングでは、「田園共生ゾーン」に位置づけられている。

< 土地利用に関する方針 >

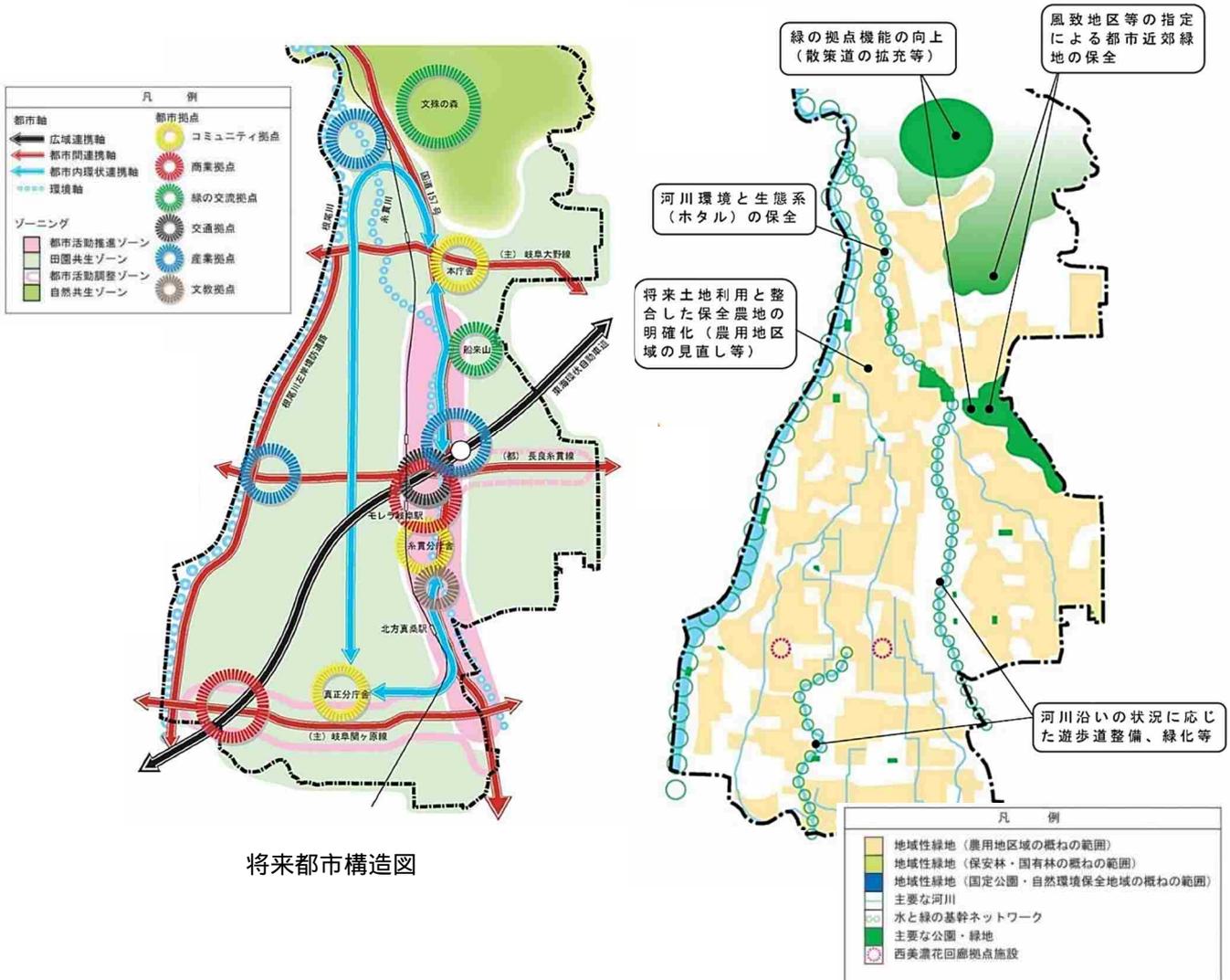
土地利用のゾーニングでは、「公園・緑地ゾーン」に位置づけられ、市民の日常的な憩いの場であるとともに、まちに潤いをもたらす、水と緑の豊かな風景の場として、環境教育の場として、活用を図ることが求められている。

< 水と緑に関する方針 >

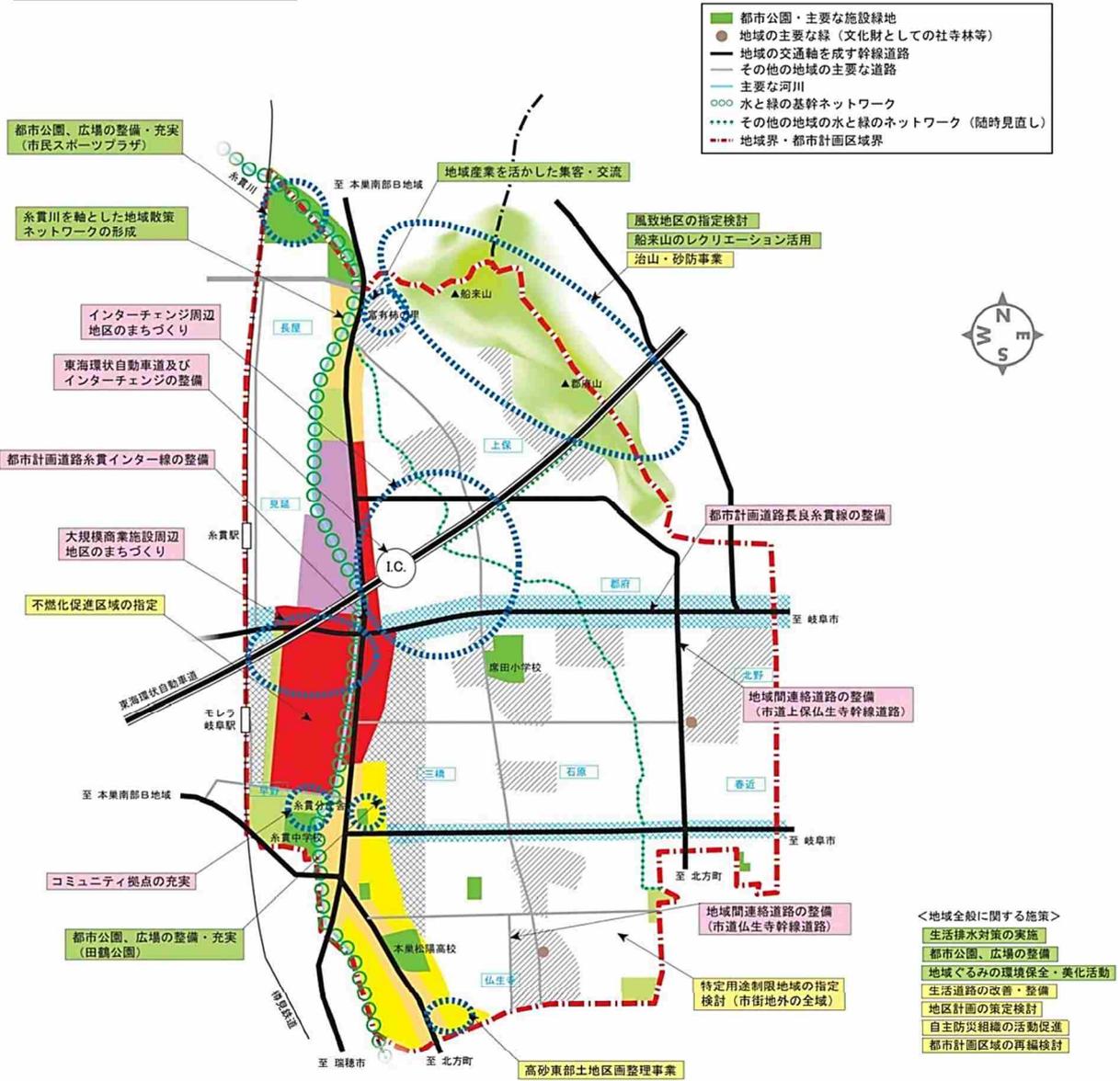
船来山では、緑の拠点機能の向上（散策道の拡充等）を図るとともに、風致地区等の指定について検討し、都市近郊緑地の保全を図り、良好な環境・景観の保全に努めることが求められている。また、周辺のまちづくりとの連携やそれぞれの特性を踏まえた環境整備により、利用を促すことが求められている。

< 街並・景観に関する方針 >

美しい郷土景観の保全や地域毎の景観づくり等がうたわれており、「船来山の里山景観」についても、地域特有のすぐれた景観資源として位置づけられている。地域住民の意向に応じ、景観の保全・創出の方策の検討を行いながら、まちづくりへの活用を進めるとしている。



主要施策・土地利用構想図



土地利用凡例

専用系住宅ゾーン	(住宅以外の用途混在を極力制限し、低層主体の居住環境を保全する地区)
一般住宅ゾーン	(ある程度の用途の混在を許容しながら、居住環境の悪化をもたらす建物の立地を制限する中低層の住宅地区)
沿道複合ゾーン	(居住環境・周辺環境への影響に配慮しながら、幹線道路沿道の利便性を活かした建物を許容する地区)
商業ゾーン	(交通の要衝の利便性を活かし、商業や公共サービス等の機能集積を進める地区)
住工共存ゾーン	(住宅等の混在の防止・排除が必須でない工業の利便を増進する地区。工業特化を基本)
保全農地ゾーン	(農振農用地区域の概ねの範囲であり、長期的・計画的な視点によるもの以外は、原則的に農地転用等を制限し、営農環境を保全する地区)
市街地周辺集落ゾーン	(営農環境の保全を基本に、必要に応じて、市街地としての都市基盤、土地利用を形成していく農地・集落地区)
幹線道路沿道集落・沿道利用ゾーン	(営農環境や住環境の保全を基本に、必要に応じて幹線道路沿道の利便性を活かした土地利用を誘導する農地・集落地区)
一般集落ゾーン	(営農環境を保全しつつ、小学校等を中心に、集落の人口やコミュニティ維持に必要な、身近な生活環境整備等を進める農地・集落地区)
教育施設、病院、福祉施設、公園等の施設周辺	教育環境等保全区域 (健全で落ち着いた雰囲気の教育環境等に影響を与える建物を制限)

船来山南部エリアの主要施策・土地利用構想図

主要施策・土地利用構想図



- <地域全般に関する施策>
- 都市計画区域の指定検討
 - 特定用途制限地域の指定検討
 - 地域資源を活かした集客・交流
 - 生活道路の改善・整備
 - 身近な生活利便施設等の整備 (公営住宅の充実等)
 - 地域活動の促進
 - 地区計画の策定検討
 - 合併に対応した機能整備 (総合体育館、斎場建設)

土地利用凡例

- 保全農地ゾーン (農振農用地区域の概ねの範囲であり、長期的・計画的な視点によるもの以外は、原則的に農地転用等を制限し、営農環境を保全する地区)
- 工業ゾーン (専用工業地として住宅等の立地を制限。緑化等による周辺環境との調和を誘導)
- 市街地周辺集落ゾーン (営農環境の保全を基本に、必要に応じて、市街地としての都市基盤、土地利用を形成していく農地・集落地区)
- 幹線道路沿道集落・沿道利用ゾーン (営農環境や住環境の保全を基本に、必要に応じて幹線道路沿道の利便性を活かした土地利用を誘導する農地・集落地区)
- コミュニティ拠点・周辺集落ゾーン (「一般集落」の中でも、特に恵まれた立地特性等を活かして、地域づくりを牽引するにふさわしい機能集積等を進める農地・集落地区)
- 一般集落ゾーン (営農環境を保全しつつ、小学校等を中心に、集落の人口やコミュニティ維持に必要な、身近な生活環境整備等を進める農地・集落地区)
- 根尾川、犀川を中心とした地域西部 浸水想定区域 (ハザードマップに基づく、大雨時に浸水被害発生が懸念される区域であり、開発の際には防災措置等を指導)
- 教育施設、病院、福祉施設、公園等の施設周辺 教育環境等保全区域 (健全で落ち着いた雰囲気のある教育環境等に影響を与える建物を制限)

船来山北部～西部エリアの主要施策・土地利用構想図

『本巣市景観計画』（平成 27 年 3 月 本巣市）

本巣市の景観は、北部の雄大な山並みや根尾川などの自然、濃尾平野に広がる田園や柿畑などの農村の原風景が土台となり、地域の風土、伝統文化や人々の暮らしの営みと調和して形成されている。

船来山周辺は、濃尾平野に広がるのどかな田園風景の一部をなし、「集落の背景となる里山」として役割を担っている。また、「船来山の草刈りボランティア」が行われており、良好な景観を創出する市民活動となっている。

<景観づくりの目標（将来像）>

「ほっとして、元気を感ずる景観のあるまち

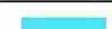
～雄大な自然、農村の原風景、特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

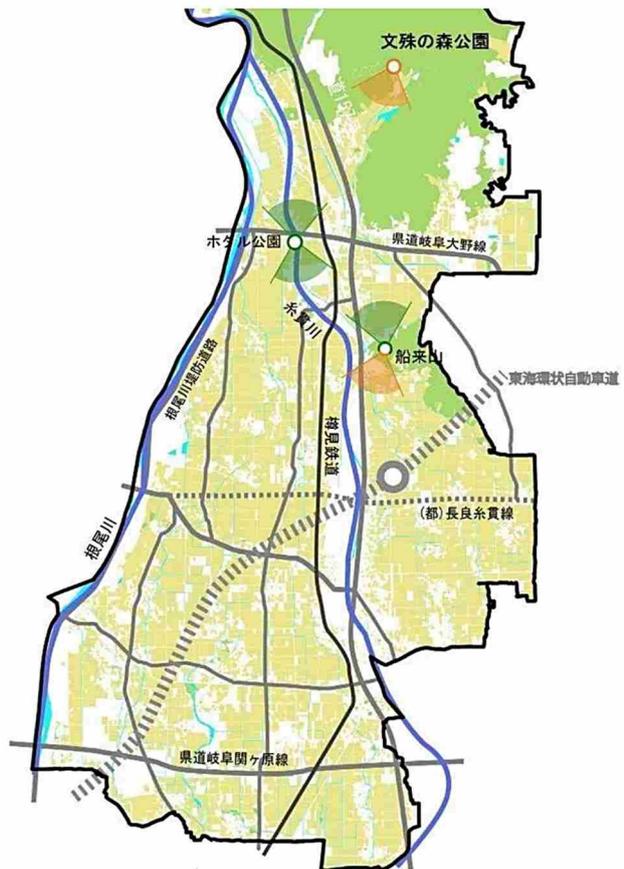
良好な景観形成に向けて、「農村風景を眺望できる船来山等の視点場の保全・創出」といった地域の特徴を活かした景観づくりや、「社寺や古墳等の歴史・文化的資源の保全・活用」といった地域の個性や歴史・文化を感じる景観づくりが求められている。

また、「船来山等の里山」の緑や視点場としての「船来山（市街地・農村集落・田園風景・山並みへの眺望）」が、本巣市の重要な景観要素として位置づけられている。

このような良好な景観を守るため、緑のまとまりや連続性、地域の植生に影響を与えないようにすることや、歴史・文化的資源に近接するとき、色彩・規模・形態意匠等に配慮し、歴史・文化的な雰囲気や阻害しないようにすること等が行為制限として示されている。

このほか、船来山は、景観法に基づく「景観重要公共施設」の候補となっている（山並み・田園風景・市街地等への良好な視点場となっている公共施設として）。これに指定されると、景観法 47 条により、地域の景観と調和し、良好な景観の形成を牽引するための仕組みを活用することができる。

凡 例	
緑 地	
農 地	
水 面	
主要な河川	
主要な道路 (計画路線を含む)	
樽見鉄道	
自然や暮らしの景観への眺望に係る主要な視点場	



本巣市の景観を構成する重要な要素

『本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27 年 10 月 本巢市）

国では平成 26 年 12 月に『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すため、基本的な考え方や政策 5 原則が示された。

本巢市の『まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、本市の最上位計画である『本巢市総合計画』を基に、国による基本的な考え方や政策 5 原則を基に総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、今後 5 年間の取り組みについてまとめたものである。

施策の一つである安定した雇用の創出の中で、観光事業を振興し、従来の観光施設をより魅力的に充実することで交流促進を図ることが示されている。取り組みとして、観光の拠点となっている「道の駅「織部の里もとす」を中心に、一貫した観光案内体制の強化に努めるとともに、観光案内ボランティアなど人材の育成を図ることなどが挙げられている。

また新しいふるさとづくりの中では、合併によって、より多様な地域資源を有するまちとなった本巢市を積極的に PR する活動や市民協働によるまちづくり、歴史文化を活かした地域づくりなど、市民が一体となったふるさとづくりに努めていく。そして新たなふるさとの魅力を創生していくために、広域的な連携を推進していくことを目標としている。

施策の方向性として、市の魅力発信、市民協働の推進、生涯学習と文化活動の充実の 3 つを挙げている。

市の魅力発信では、マスコットキャラクターの活用やイベントの開催など各種メディアを活用した情報発信、市民協働の推進では、市民活動推進のための支援や市民協働サポーターセンターの開設など、協働の仕組みづくりや普及、担い手育成に努めるとしている。

生涯学習と文化活動の充実では、本巢市の歴史や文化を学習する機会や芸術文化活動に勤しむ機会の充実、伝統芸能や文化財などの貴重な歴史的資源の保存および伝承、活用を図ることとし、取り組みの一つとして、国指定天然記念物である「根尾谷淡墨ザクラ」や国指定に向けた取り組みを進めている「船来山古墳群」など貴重な歴史資源の保護・保存を進めるとともに、歴史資源を活用した観光促進に努めるとしている。

重要業績評価指数[KPI]

指標	基準値	目標値
主要観光施設入込客数	84 万人/年 (平成 26 年度)	87 万人/年
古墳と柿の館入館者数	1,602 人/年 (平成 26 年度)	2,000 人/年

席田用水のゲンジボタル

古くから農業灌漑用水として大きな役割を果たしてきた糸貫川（席田用水）では、5月下旬から6月上旬にかけてゲンジボタルが乱舞する名所として市民に親しまれている。

昭和30～40年代には環境の変化や捕獲による影響で全滅状態となり、昭和47年（1972年）に全国に先駆けて螢保護条例が制定された。

また毎年4月には席田用水の清掃、えさであるカワニナの放流など、ホタルの生息に適した環境づくりが行われ、地域住民一体となったホタルの保護活動が続けられている。

曾井中島付近の席田用水では、観賞用歩道等も整備され、6月上旬に行われる「本業市花とほたる祭り」では多くの人が訪れるイベントを開催している。

席田用水のゲンジボタルは、特に自然の景観と環境保全に優れているとして「ぎふ 水と緑の環境百選」に選ばれている。

文殊の森公園のササユリ群生地

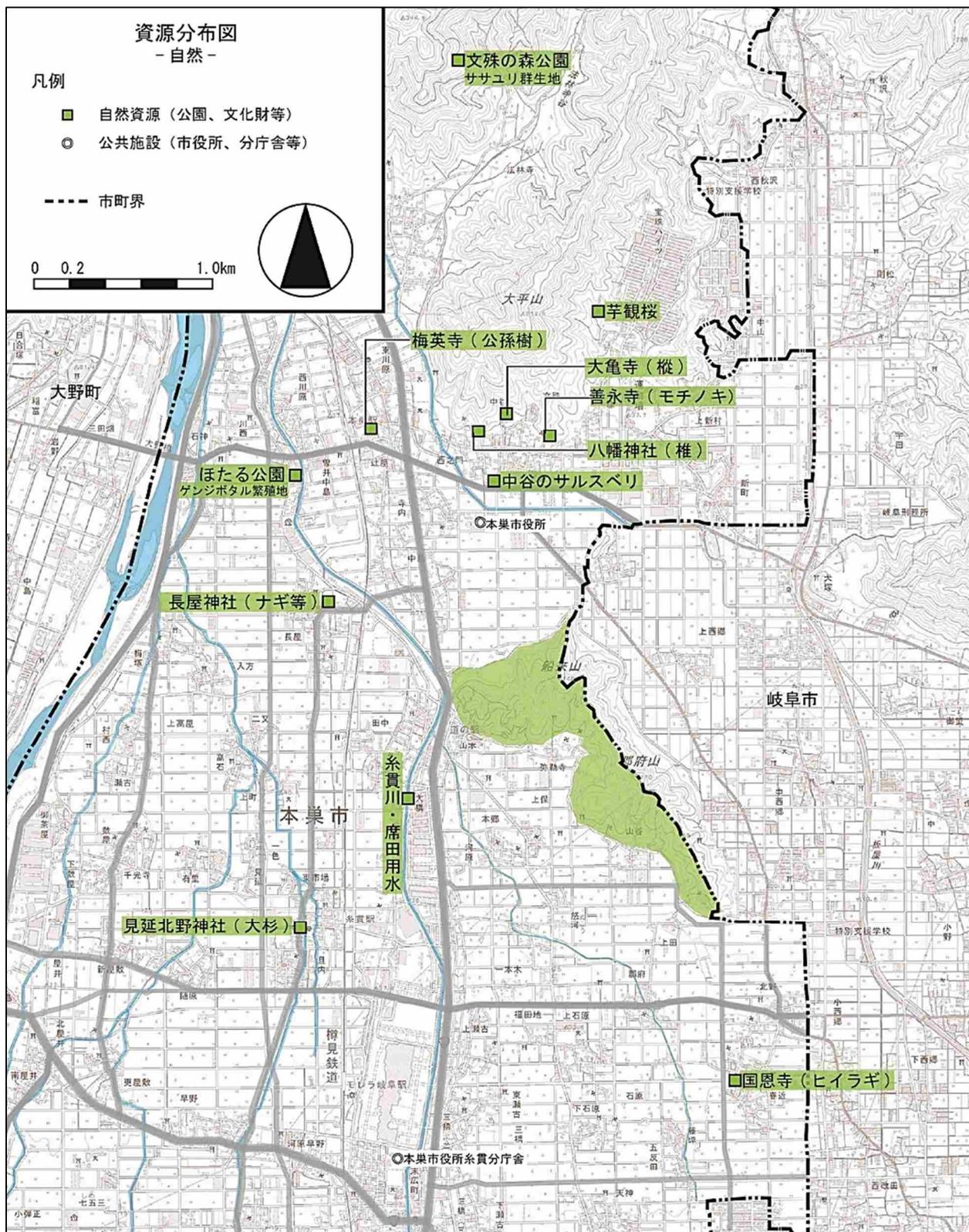
文殊の森公園の「ふれあい館」近くの森林内にササユリの群生地がある。「ササユリ保護育成協会」が25年ほど前から、ササユリの保護活動を行っており、山の斜面約3000m²に350～400本の花を咲かせている。

見ごろは5月下旬から6月上旬頃で、シーズンになると多くの人々が観賞や撮影に訪れている。毎年6月には協会による鑑賞会や写真撮影会も開催されている。

指定文化財の神社等にある古木・巨木

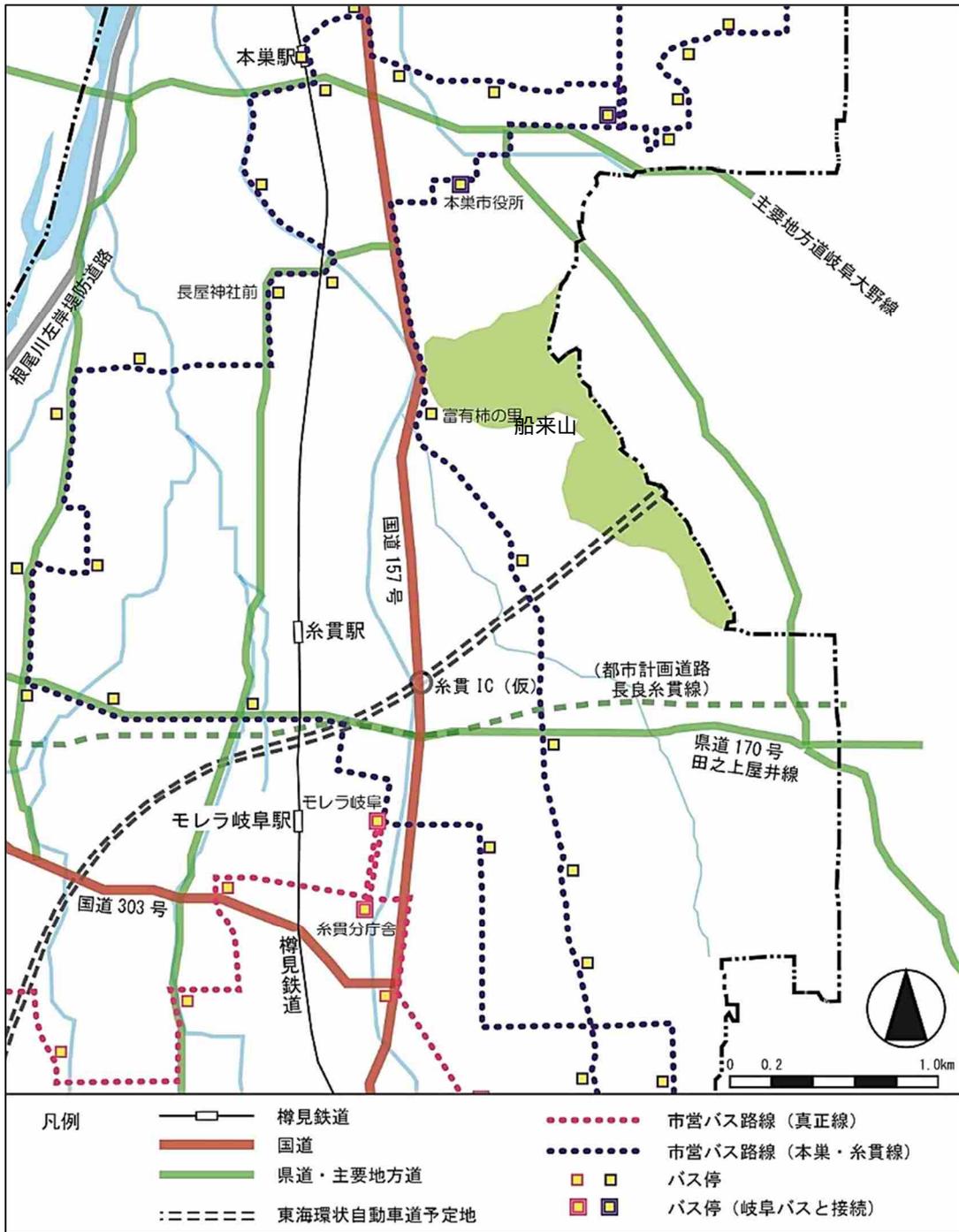
船来山周辺に分布する古木・巨木

種名	名称/所在地	概要
県指定記念物		
ヒイラギ	国恩寺のヒイラギ /春近（国恩寺）	弘法大師の杖が発芽して成長したものや、お手植えのものだと伝えられている。ヒイラギとしては巨木で、環境省の巨樹に登録されている。 樹高8m、3本株立ちで幹周535cm、主幹の幹周240cm
市指定記念物		
イチヨウ	梅英寺の公孫樹 /曾井中島（梅英寺）	樹高16m、幹周280cm、樹齢250余年
シイ	八幡神社の椎 /文殊（八幡神社）	樹高14m、幹周450cm、樹齢約400年
サルスベリ	中谷のサルスベリ /文殊	樹高8m、幹周270cm サルスベリが立つ塚には、江戸中期に善永寺6代住職である円空法師が建てた石塔が残っている。里人の骨を集めて石塔の下に納め、先祖の供養をしたという。
モチノキ	善永寺のモチノキ /文殊（善永寺）	樹高8m、幹周200cm、樹齢約220年
モミ	大亀寺の樅 /文殊（大亀寺）	樹高28m、幹周270cm、樹齢約230年
ナギ	長屋神社のナギ /長屋（長屋神社）	「馬駆け」の時に馬をつなぐ神木として植えられたと伝えられる。樹齢約300年
スギ	見延北野神社の大杉 （2本）/見延（北野神社）	境内手洗い場の北の1本は、樹高25m、幹周580cm、樹齢推定4～500年。拝殿に近い1本は、幹周370cm
ヤマザクラ	芋観桜 /文殊	樹高25m、幹周200cm、樹齢約180年。この木は山桜の一種で、開花する頃に芋を植える目安とされていたことから、イモミザクラといわれるようになった。



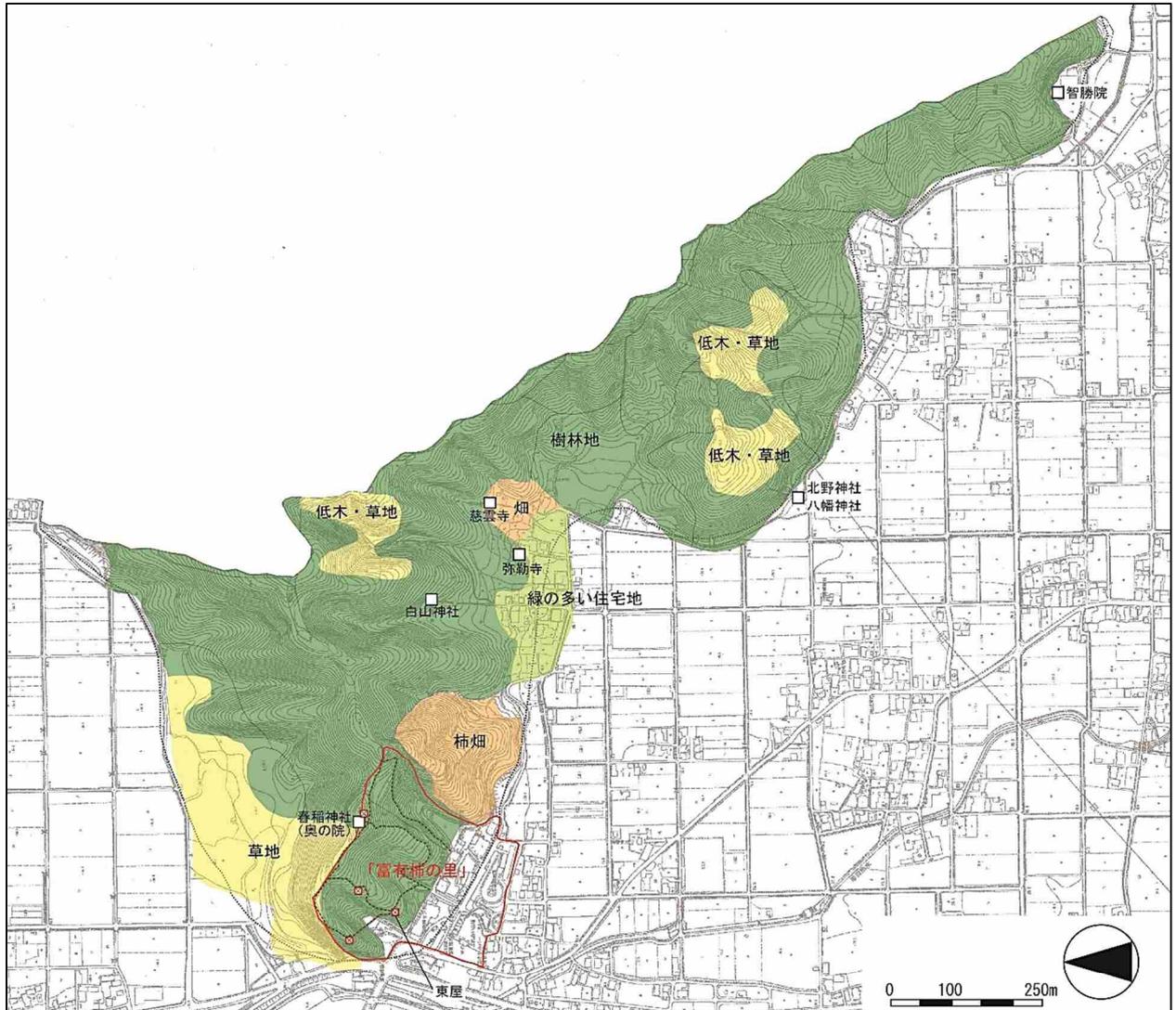
資源分布図（古木・巨木ほか）

船来山周辺の交通網・アクセス図



船来山周辺の交通・アクセス図

船来山の土地利用図

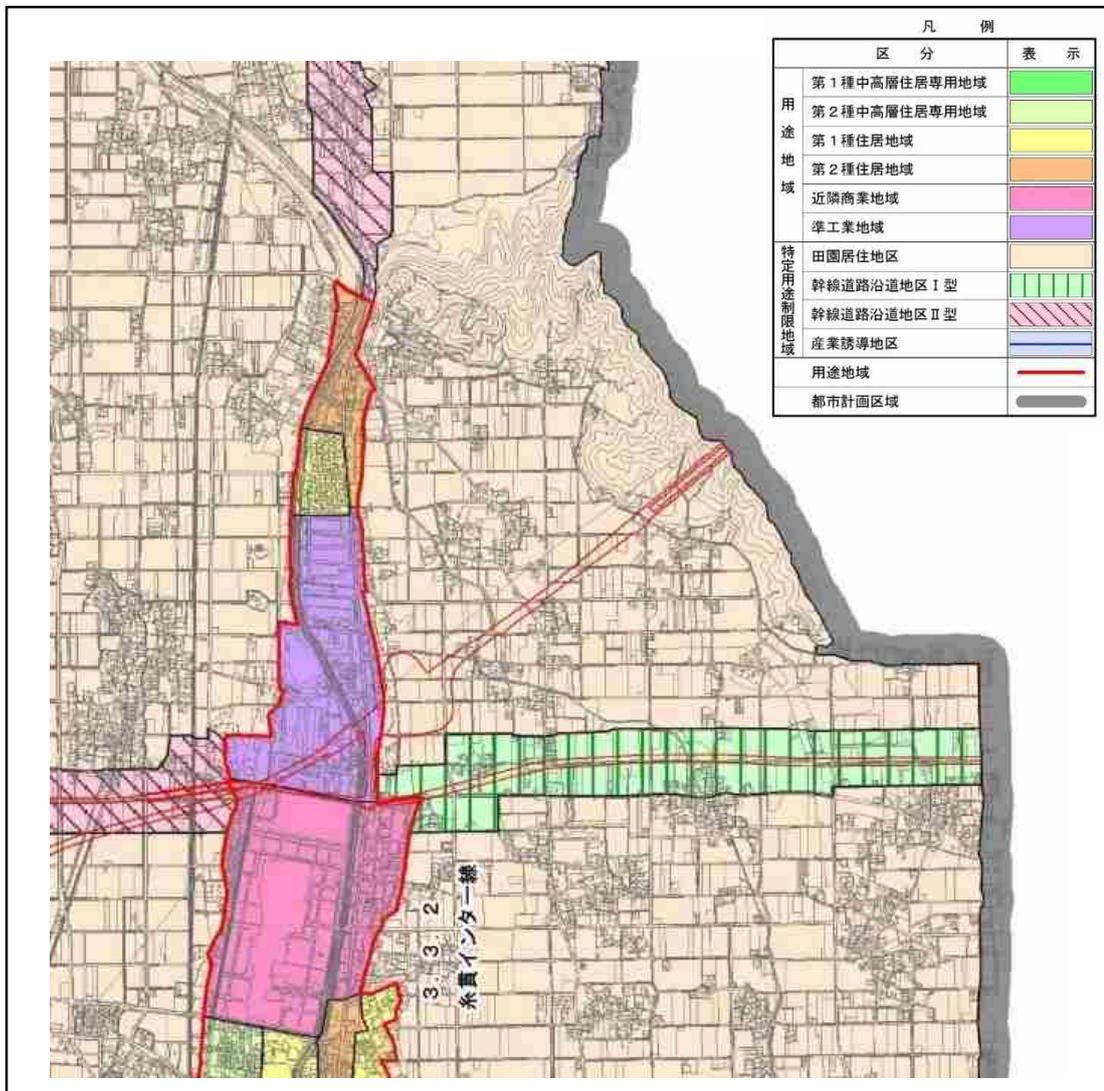


船来山の土地利用図

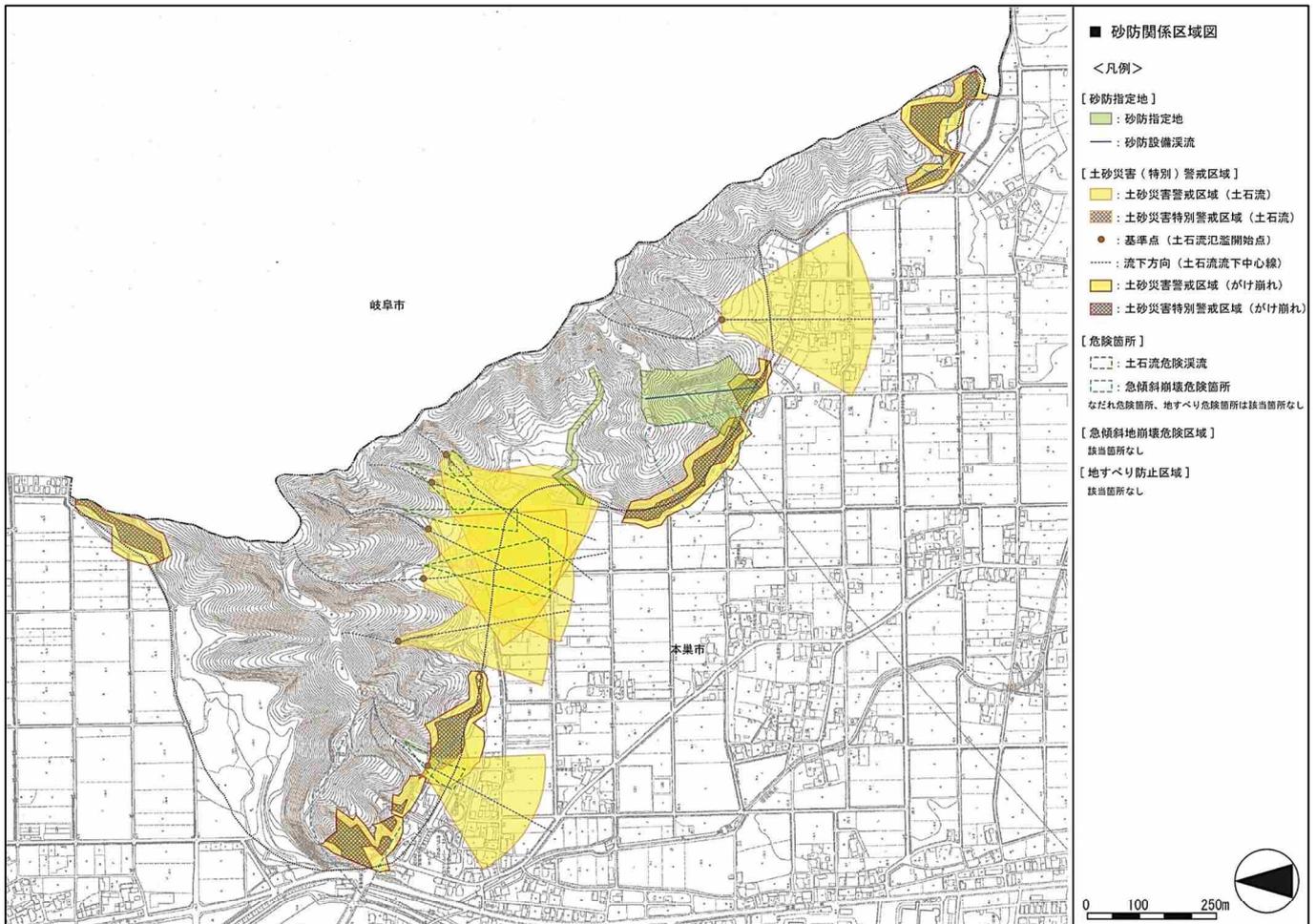
法規制

船来山における法規制

法規制の種類		内容	図
都市計画法		<p>平成 22 年に新しく施行された都市計画では、区域区分を定め ない非線引き都市計画区域となり、用途地域と特定用途制限 地域に区分されている。</p> <p>船来山は、特定用途制限地域の田園居住地区に該当する。 特定用途制限地域は、用途地域が指定されていない都市計 画区域内で、良好な環境を保つために周辺の生活環境に望ま しくない影響を与える特定の建築物の建築を制限できる地域 で、その具体的な規制については、市の条例で定められてい る。</p> <p>東海地域をつなぐ幹線道路として、東海環状自動車道が船 来山をトンネルで横断し、船来山南麓平野部に糸貫インター チェンジ(仮)が整備される計画となっている。</p>	-1
土砂災害対策に関する法律等	砂防法	船来山では、 郡府山西尾根の一部が砂防指定地 に指定され ている。	-2
	土砂災害防止法	船来山では、南西側山麓を中心に、 土砂災害警戒区域 および 土砂災害特別警戒区域 の指定該当箇所がある。	
	土砂災害危険箇所	船来山では 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所 の該当 箇所がある。	
	地すべり等防止法	船来山では「地すべり防止区域」の該当箇所はない。	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	船来山では「急傾斜地崩壊危険区域」の該当箇所はない。	
農業振興地域の整備に関する法律（農振法）		<p>船来山全域が農業振興地域に指定されている。</p> <p>このうち、船来山西尾根の一部（柿果樹園）が農用地区域に 指定されている。</p>	-3
景観法		<p>船来山は、特に本巢市の重要な景観要素として、「船来山等 の里山」の緑と視点場としての「船来山」が位置づけられ、 視点場の整備・管理や良好な眺望の保全が景観づくりの方針 として示されている。</p> <p>「本巢市景観計画」では、良好な景観形成のために、建築行 為等を行う際のルールとして、景観形成基準が設けられ、自 主的に配慮すべき事項として「景観形成配慮事項」が、また 最低限遵守すべき事項として「景観形成基準」が定められて いる。</p> <p>本巢市では、景観上、目に付きやすい大規模な建築行為等を 届出対象行為として定め、事前に計画内容の届出を義務付け ている。</p>	



-1 船来山および周辺の都市計画区域用途地域図



【砂防指定地内における行為制限】

砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる。

行為制限の内容については、都道府県の条例等に定められており、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となる。

岐阜県では、以下の行為（制限行為）を行う場合には砂防指定地内行為許可の申請が必要である。

- ・砂防設備の使用
- ・工作物の新築・改築・除去
- ・竹木の伐採・滑下もしくは地引による運搬
- ・土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件のたい積又は投棄
- ・土地の掘削、盛土、開墾その他土地の形状の変更
- ・土石、砂れきの採取又は鉱物の採掘

【土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定基準】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍以内の区域

土石流

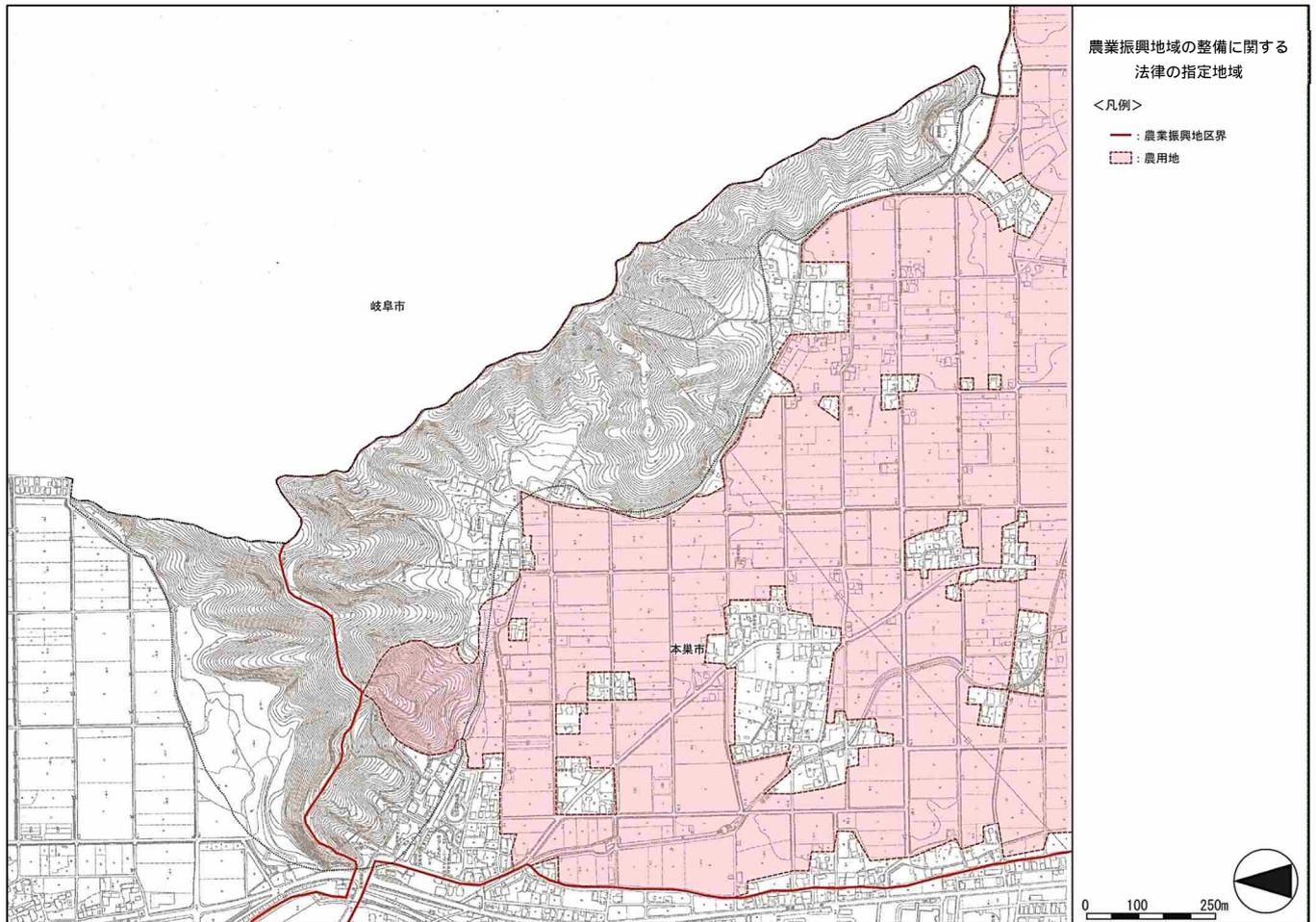
- ・土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

地滑り

- ・地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ・地滑り区域下端から地滑り地塊の長さに相当する距離の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動・堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域



農用地区域内における開発行為の制限

- 第十五条の二** 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。
 - 3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受領したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
 - 4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
 - 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
 - 5 第一項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
 - 6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議の意見を聴かなければならない。
 - 7 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第一項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事との協議が成立することをもちて同項の許可があつたものとみなす。
 - 8 第六項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。

農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等

- 第十五条の四** 都道府県知事は、農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域内において開発行為を行っている者がある場合において、その開発行為により、農用地区域内にある農用地等において土砂の流出若しくは崩壊その他の耕作若しくは養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させ、又は農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすことにより、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、農用地区域内にある農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、その者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

-3 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の指定地域図

引用・参考文献

- 『船来山古墳群』(1999年、糸貫町教育委員会、本巣町教育委員会)
- 『古代と未来のかけ橋 船来山古墳群』(2015年、本巣市教育委員会社会教育課)
- 『古代と未来のかけ橋 船来山古墳群2～席田郡建郡1300年記念船来山古墳群報告会資料集～』
(2015年、本巣市教育委員会社会教育課)
- 『古代と未来のかけ橋 船来山古墳群 船来山24号墳出土品帰還展』
(2016年、本巣市教育委員会社会教育課)
- 『本巣市詳細遺跡分布調査報告書』(2012年、本巣市教育委員会)
- 『本巣市埋蔵文化財試掘・確認調査報告書 平成18年度～21年度』(平成23年、本巣市教育委員会)
- 『船来山古墳群 富有柿の里地点発掘調査報告書』(1994年、糸貫町教育委員会)
- 『いにしえの本巣 ～本巣市詳細遺跡分布調査成果から～』(平成23年、本巣市教育委員会)
- 『船来山古墳群』(2007年、岐阜西開発株式会社、財団法人岐阜市教育文化振興事業団)
- 『古墳と古墳群の研究』(2000年、白石太一郎、塙書房)
- 『糸貫町史 通史編』(昭和57年、糸貫町)
- 『ふるさと糸貫の歴史』(昭和52年、糸貫町)
- 『ふる里もとす むかしの心とくらし』(平成2年、本巣町)
- 『本巣郡志 上・下巻』(昭和12年、岐阜県本巣郡教育会編)
- 『本巣市第1次総合計画後期基本計画2011～2015』(本巣市)
- 『本巣市都市計画マスタープラン』(平成20年、岐阜県本巣市)
- 『本巣市景観計画』(平成27年、本巣市)
- 『本巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(平成27年、本巣市)
- 『2012年本巣市市勢要覧』(平成24年、本巣市)
- 『統計からみた本巣市の現状』(平成27年1月、岐阜県環境生活部統計課)
- 『本巣市人口ビジョン』(平成27年10月、本巣市)
- 『本巣市の文化財』パンフレット(本巣市教育委員会)
- 『大室古墳群史跡整備基本計画書』(平成11年、長野市教育委員会)
- 『史跡等整備のてびき - 保存と活用のために - 【総説編】【計画編】』
(平成16年、文化庁文化財部記念物課)
- 『正式二万分一地形図集成中部日本3』(2003年、地図資料編纂会編)
- 『第6回自然環境基礎調査 現存植生図[北方]2万5千分の1』
(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ)